



KANAGAWA

神奈川県
県土整備局

神奈川県立都市公園の 整備・管理の基本方針

2019(平成31)年3月改定



目 次

第1章	目的と位置づけ	
	1-1 背景	1
	1-2 目的	1
	1-3 位置づけ	1
第2章	社会状況の変化	
	(1) 緑の減少と環境問題	3
	(2) 人口減少と少子高齢化	3
	(3) 財政の状況	4
	(4) 社会資本の高齢化時代における戦略的な維持管理・更新	5
	(5) 観光需要の増大	6
	(6) 広域交通網の整備	6
	(7) 「ともに生きる社会」の実現に向けた取り組み	7
	(8) 大規模地震災害への対応	7
	(9) 県民の都市公園やみどりへのニーズ	8
	(10) 法令等の動き	9
第3章	現況と課題	
	3-1 成立経緯	11
	3-2 開園面積と来園者数の推移	13
	3-3 予算の推移	13
	3-4 これまでの取り組み	14
	3-5 課題	15
第4章	基本方針	
	4-1 課題に対応する「視点」と「施策の方向性」	17
	4-2 「施策展開」の具体例	18
	視点Ⅰ 自然環境の保全と活用	18
	視点Ⅱ 災害対応の推進	21
	視点Ⅲ ユニバーサルデザインの推進	23
	視点Ⅳ 地域活性化への貢献	26
	視点Ⅴ 効率的で効果的な公園整備とサービス	31
	4-3 「整備」と「管理・運営」の基本的な考え方	41
第5章	公園づくりの推進	
	5-1 「個別公園の整備・管理計画」の策定	43
	5-2 公園毎の特性の把握	44
	5-3 推進のための体制づくり	45
参考資料	神奈川県公園等審査会委員名簿	46

第1章 目的と位置づけ

1-1 背景

県の都市公園事業は、1960年代の旧軍用地等の払い下げ、1970年代以降の開発との調整により整備された公園の時代を経て、1990年代以降は面積拡充と均衡配置を目標に、計画的な拡大に取り組み、2017(平成29)年度末現在、27箇所約698haの県立都市公園を所管するに至りました。

県立都市公園は、県民の憩いの場となることはもとより、災害時の避難場所や地域のにぎわいの拠点などにもなり、近年、少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に加え、地球規模での温暖化などの環境問題も顕在化する中で、都市公園へのニーズは、多様で高度なものとなっています。

また、県立都市公園27箇所のうち、16箇所が開園から30年以上経過し、公園施設の修繕や更新の需要が高まっており、すでに25箇所に導入されている指定管理者制度¹については、一層の効果的運用が求められています。

これまでも、県土の均衡ある発展に寄与すべく、1996(平成8)年度策定の「神奈川県広域緑地計画」²や2006(平成18)年度策定の「神奈川みどり計画」³に基づき整備を進めてきましたが、量から質への転換を図り様々な課題に対処するため、県立都市公園全体の整備・管理の基本方針を2011(平成23)年3月に策定しました。

その後、2016(平成28)年3月に「神奈川みどり計画」が「かながわ生物多様性計画」⁴に継承されたほか、国においても2016(平成28)年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」がまとめられるなど、神奈川県都市公園を取り巻く状況に大きな変化があったことから、本基本方針について点検を行い、改定することとしたものです。

なお、点検・改定に当たっては、神奈川県公園等審査会(会長 高梨雅明 東京農業大学客員教授 他11名)で3回にわたりご審議いただきました。

1-2 目的

公園緑地の効果は、存在することによってもたらされる環境保全や防災などの効果と、利用することによってもたらされる休憩、運動、様々な余暇活動などの効果に大きく二分されます。

適正に整備し、管理された公園が存在することと、来園して利用される方に満足いただくことによって、安全で潤いのある県民生活の確保や、魅力と活力にあふれ、持続可能な県土づくりに資することをめざし、県立都市公園を取り巻く現下の状況や、県立都市公園の整備と管理(以下「公園づくり」という)に係る諸課題を、多角的・総合的に整理して、これを踏まえ、より良い公園づくりに取り組むための基本方針を定めることを目的としています。

個別の県立都市公園においては、本基本方針に掲げられたすべての施策展開の具体例に取り組むことをめざすものではなく、本基本方針をもとに、資源や資金の効率的かつ効果的な運用の視点も含め、各県立都市公園の特性に応じたメリハリのある施策展開を図ることとします。

1-3 位置づけ

本基本方針は、県の総合計画である「かながわランドデザイン」を補完し、県立都市公園の整備・管理について基本的な考え方をまとめたものであり、「個別公園の整備・管理計画」を策定する際の指針となるものです。

全県立都市公園で策定する「個別公園の整備・管理計画」に基づく公園づくりを通じて、市町村の公園緑地の計画をはじめ、地域防災、福祉、景観などの諸計画とも連携していきます。



本基本方針とかながわグランドデザインとの関係

○ 指定管理者制度¹

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、2003(平成15)年の地方自治法の一部を改正する法律により創設された制度です。

○ 神奈川県広域緑地計画² (1996(平成8)年12月策定)

広域的な観点から定めるべき公園緑地配置の指針で、1992(平成4)年度に見直した「神奈川県緑のマスタープラン」をうけながら、その後の新たな視点等を加味し、その内容を発展させています。

計画の対象区域は原則として県における都市計画区域であり、主な事項として、①広域公園等の根幹的な公園の配置方針、②都道府県知事が都市計画決定を行う風致地区や大規模な緑地保全地区の指定方針、③広域的な観点から保全・創出すべき骨格的な緑地軸の設定、を定めています。上記3事項のうち、②と③は「神奈川みどり計画」に引き継がれています。

○ 神奈川みどり計画³ (2006(平成18)年3月策定)

県内における市街地やその周辺でのみどりの減少や、多様な生物が生息できる環境の確保、水源かん養など、みどりの機能の低下が問題となっていることから「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として策定された計画です。

「かながわ新みどり計画」「神奈川県広域緑地計画」「かながわ森林計画」の3つの計画を一本化して策定されました。

この計画では、豊かな自然環境を包括して「みどり」と呼び、個々の植物や樹木、それらを育む水系も含めた森林や様々な生き物の生息・生育空間として、さらに、私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」でも同じ概念を用いています。

○ かながわ生物多様性計画⁴ (2016(平成28)年3月策定)

県では、みどりの保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

この間、生物多様性基本法の制定、COP10の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことや県内における生物多様性の現状と課題などを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定されました。

また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画としてのみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針とし、その役割を有するものとして位置づけています。

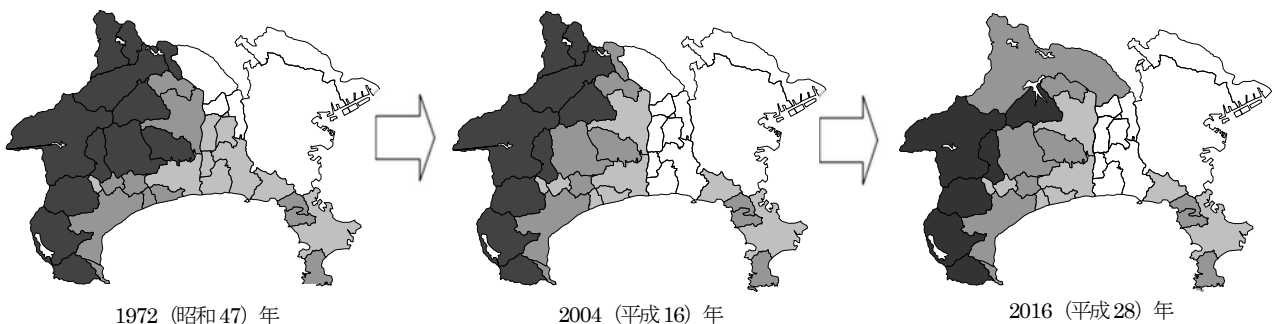
第2章 社会状況の変化

(1) 緑の減少と環境問題

緑は二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策に重要な役割を持ち、植物や土が行う蒸発散作用は都市部の局地的な気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和など都市環境の保全にも有効です。さらに、野生生物の生息環境として生物多様性保全にも重要です。

県では高度経済成長に伴う急激な都市化進展により、森林や農用地の面積が減少し、ほとんどの地域で平均気温が上昇しています。地球温暖化対策、ヒートアイランド現象などの解決には、引き続き都市公園等の着実な整備や維持管理と地域制緑地や農地等も含めた緑のオープンスペースの確保が必要です。

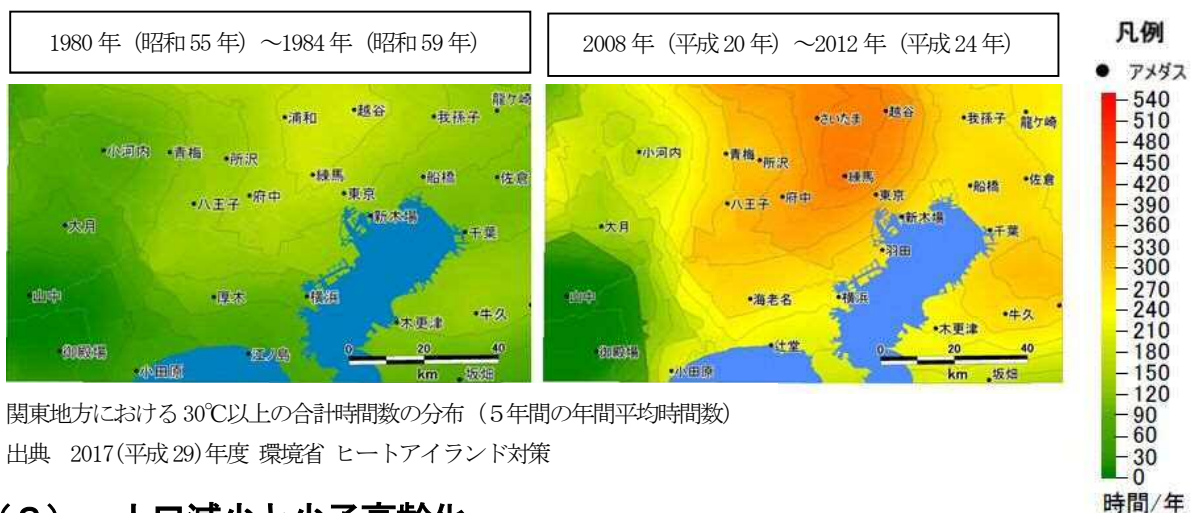
■緑化率の推移



		70%以上	70%未満	50%未満	30%未満
割合＝ $\frac{\text{農地面積} + \text{森林面積}}{\text{市町村面積}}$	70%以上				
	70%未満				
	50%未満				
	30%未満				

	県土面積(a)	農地面積(b)	森林面積(c)	割合 (b+c)/a
1972(昭和 47)年	238,728ha	31,400ha	97,553ha	54.0%
2004(平成 16)年	241,585ha	21,200ha	94,727ha	48.0%
2016(平成 28)年	241,586ha	19,435ha	94,886ha	47.3%

出典 2017(平成 29)年版かながわ環境白書 (神奈川県 環境農政局 環境計画課)

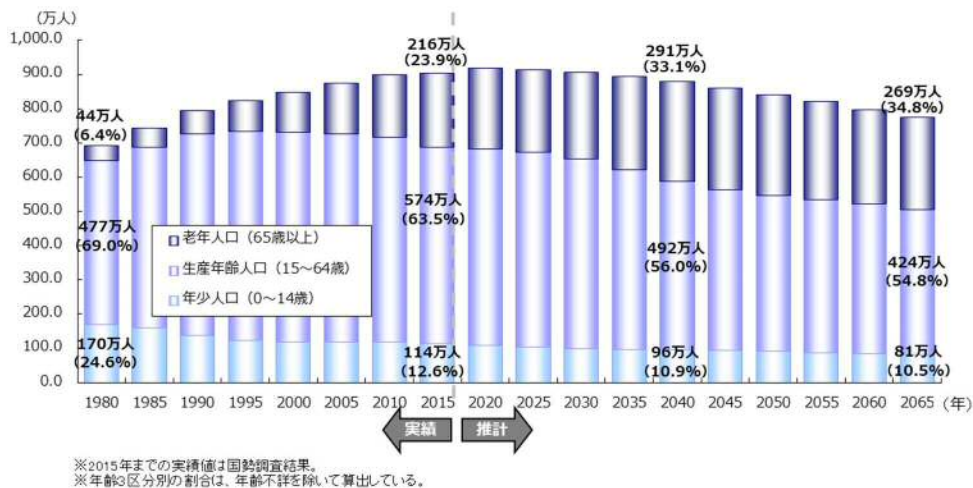


関東地方における30℃以上の合計時間数の分布(5年間の年間平均時間数)

出典 2017(平成 29)年度 環境省 ヒートアイランド対策

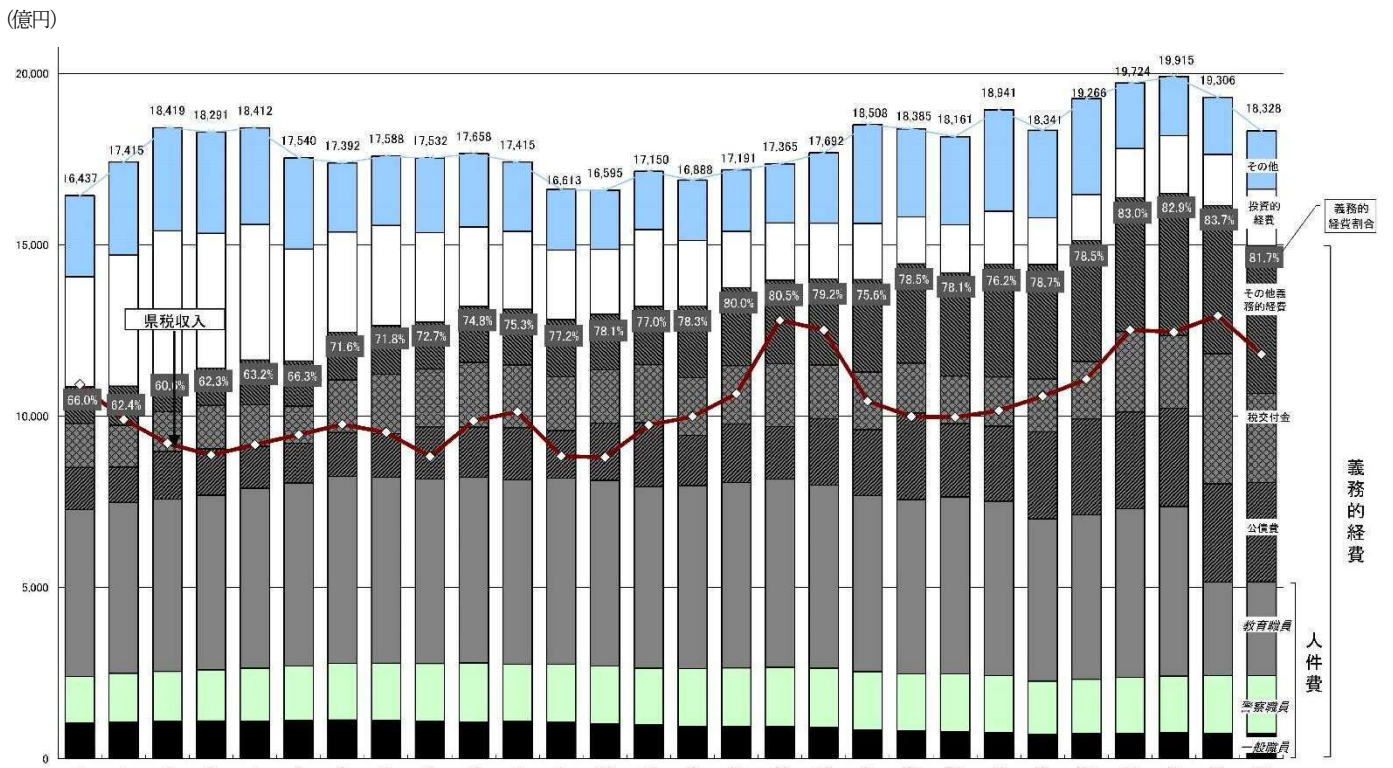
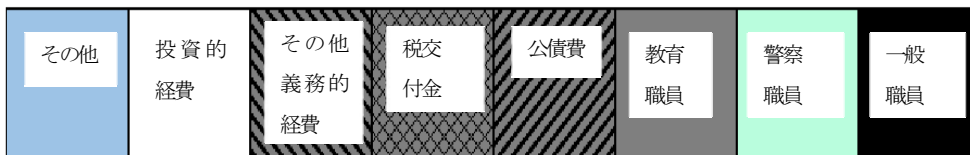
(2) 人口減少と少子高齢化

全国の人口は2008年をピークに人口減少局面に入っていますが、県では2020(平成 32)年ごろをピークに減少に転じると予測されています。県の年少人口は、2065年には2015(平成 27)年の7割程度に減少する一方で、老年人口は1.2倍程度に増加することが予想されています。都市公園は子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の様々な活動の拠点となっており、少子高齢化など利用者層の変化に伴うニーズに対応していく必要があります。



(3) 財政の状況

県全体の財政事情を見ると、医療・介護費等や公債費等による義務的経費は、県予算の約8割を占め、1991(平成3)年度と比較して約1.4倍に増加しています。一方、県立都市公園予算を含む投資的経費は1991(平成3)年度と比較して大幅に減少しています。



義務的経費等の推移 (神奈川県 総務局財政部 財政課)

(注) 1 平成3年度から平成29年度までは最終予算額、平成30年度は当初予算額(県税収入は、平成28年度までは決算額、平成29年度は最終予算額)。
2 平成13年度から平成21年度までの公債費には、臨時財政対策債の特別会計への計上分を含む。

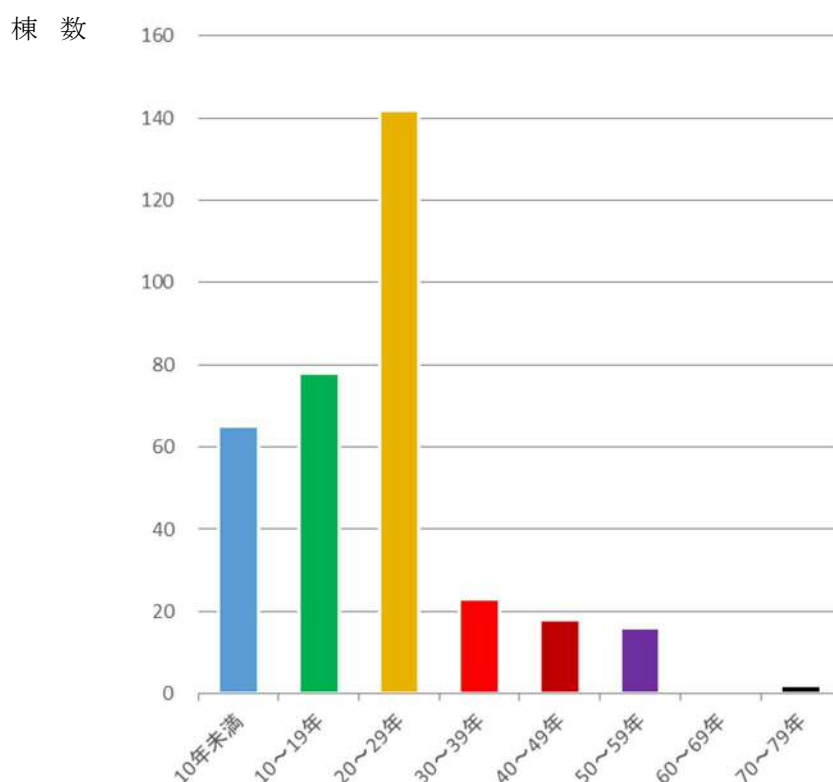
(4) 社会資本の高齢化時代における戦略的な維持管理・更新

2016(平成28)年度の国土交通白書では、「我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が進んでおり、国土交通省が所管する社会資本の維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みによる維持管理状況がおおむね継続すると仮定すると、2013(平成25)年度には約3.6兆円であったものが、20年後には約4.6～5.5兆円になるものと試算されている。既存の社会資本の安全確保と維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化の両立が必要となっている。」とされています。

県でも県立都市公園27箇所のうち16箇所は、開園から30年以上が経過し、公園施設の修繕や更新の需要が高まっています。県の調査においても今後必要となる維持管理費、更新費が急速に増加していくと見込まれ、高齢化した施設の割合が増大していくと、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まることも予想されています。

2016年(平成28)年度現在、県立都市公園には建設当初の費用が約205億円だった大小344棟の建物があり、そうした建物も含め約1万7千個の施設が公園ストックとして存在し、更新期限が迫っている施設が多数あります。

財政上の制約が厳しい中、こうした既存建物も含めた園路や遊具等の既存公園施設について、今後、県民ニーズに照らした機能変更や施設集約等も含め、より効率的な更新手法を検討していくことが必要です。



県立都市公園既存ストック(建物344棟)の老朽化状況
2016(平成28)年 神奈川県公園施設長寿命化計画より抜粋

(5) 観光需要の増大

社会状況の変化のひとつとして、観光需要の増大があげられます。2017(平成 29)年度における県への観光客数は、年間約 2 億人に上ります。訪日外国人数は年間約 3 千万人で、そのうち県には、横浜市・箱根町・鎌倉市・江の島などに約 244 万人が訪れています。

県立都市公園は県内の観光の拠点ともなることから、国内の観光客はもちろん、外国人観光客に対応した取り組みを図っていくことが必要です。



入込観光客数の推移(神奈川県 産業労働局観光部 観光企画課)

(6) 広域交通網の整備

道路網では、東京都心から半径およそ 50 km に位置する圏央道(首都圏中央連絡自動車道)をはじめ、県内では高規格幹線道路やそれらへアクセスする県道等の整備が進められています。これら道路網の整備により、公園利用圏域の拡大による利用者数の増加や防災拠点のネットワーク化による防災機能の増強などが期待されます。



(7) 「ともに生きる社会」の実現に向けた取り組み

県では、県議会とともに、2016(平成28)年10月に誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現をめざした「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、取り組みを進めています。都市公園においても、障がい者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン⁵を推進するほか、障がい者へのサポートの状況をホームページで周知するなど、ハード、ソフトの両面から更なる取り組みが必要です。



森の中を散策できるバリアフリー園路
(津久井湖城山公園)

ユニバーサルデザイン⁵ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

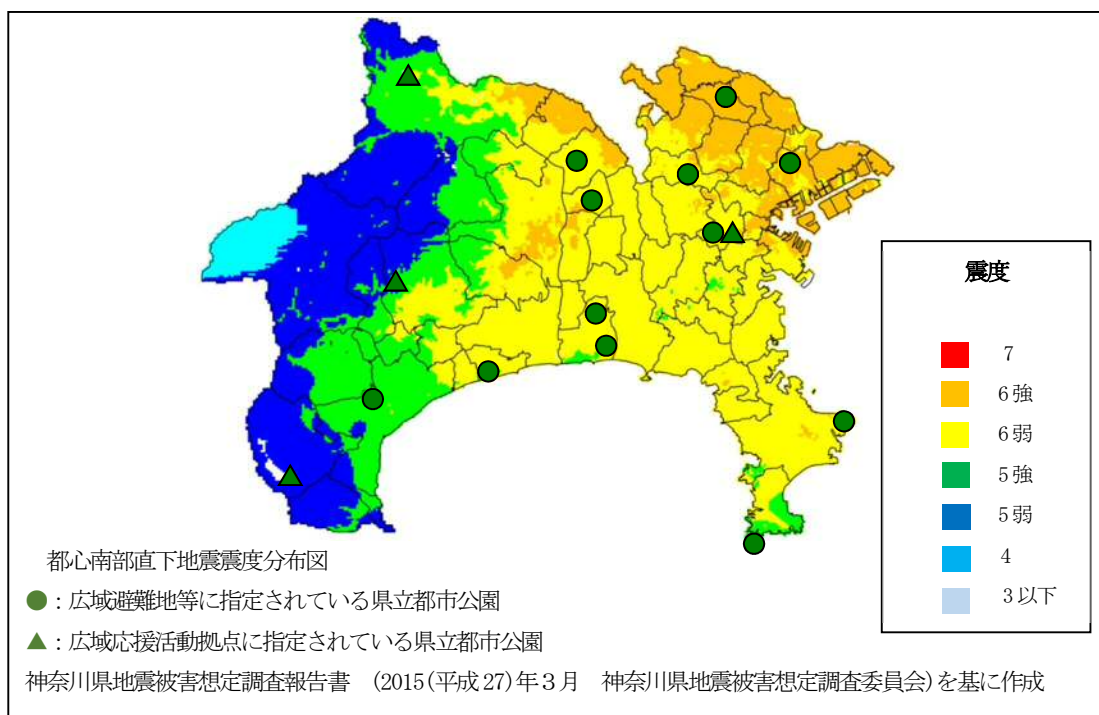
(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議 東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部決定資料より)

(8) 大規模地震災害への対応

都心南部直下地震、東海地震、南海トラフ地震などの発生が懸念されており、県民の被害を最小限にし、素早い応急対策を実施するために、大規模地震に備えた対応力の強化が必要とされています。

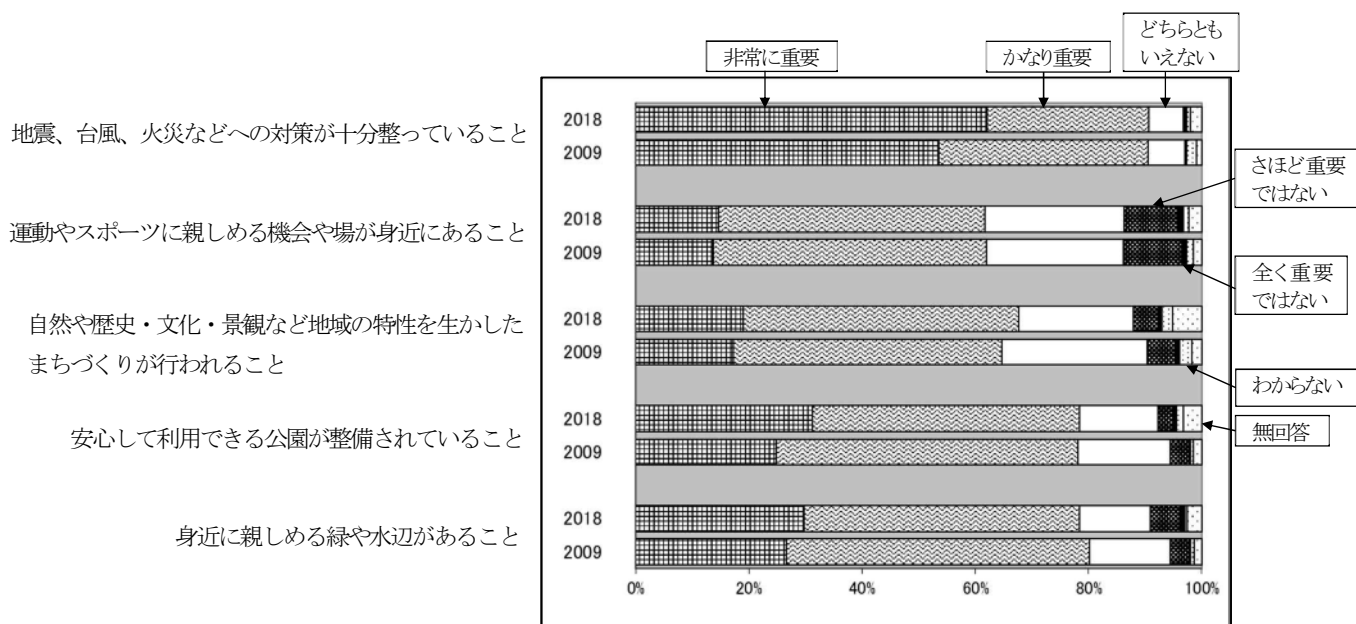
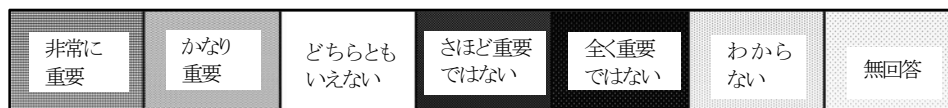
震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点として持続性のあるオープンスペースである都市公園の整備が求められています。

県内には、広域避難地及び広域応援活動拠点到指定されている県立都市公園(駐車場など部分的に指定されているものも含む)が15箇所あり、防災機能を担う施設の整備と適切な管理が必要です。



(9) 県民の都市公園やみどりへのニーズ

身近な生活に関する項目の重要度を尋ねた調査から、都市公園に関する項目について主なものを抜粋しました。防災、身近な自然、安心な利用、地域特性の活用、健康やスポーツ等のニーズが高いことがうかがえます。2009(平成 21)年度のニーズ調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。



2018(平成 30)年度県民ニーズ調査

(2018(平成 30)年度 県民ニーズ調査 回答数 1,330 名)
 無作為抽出 郵送法による回答
 (2009(平成 21)年度 県民ニーズ調査 回答数 1,442 名)
 無作為抽出 郵送法による回答

(10) 法令等の動き

都市公園に関係する国の法律や県の条例の制定または改定等が続いており、都市公園では、その動きに対応する更なる取り組みが求められています。

都市公園法等	2011（平成23）年 2017（平成29）年 2017（平成29）年	都市公園法の一部改正に基づき、都市公園・公園施設の設置基準を改正 都市公園法の一部改正に基づき、公募設置管理制度（Park-PFI）を制定 公募設置管理制度（Park-PFI）により、民間事業者の資金を活用し、公園の再生・活性化などを推進する新たな仕組みが設けられた。 都市緑地法の一部改正に基づき、市民緑地認定制度を制定
地球環境	2008（平成20）年 2009（平成21）年 2015（平成27）年 2016（平成28）年 2016（平成28）年	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（緑地その他の地域環境の整備・改善等）、第三次生物多様性国家戦略、生物多様性基本法制定 神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、神奈川県地球温暖化対策計画策定 国土形成計画及び第4次社会資本整備重点計画の閣議決定（「グリーンインフラ」の取組推進による持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくり） 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が国連サミットで採択、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部設置 生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）地球温暖化対策計画
ユニバーサルデザイン	1996（平成8）年 2006（平成18）年 2011（平成23）年 2013（平成25）年 2013（平成25）年	神奈川県福祉の街づくり条例制定（現：神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）制定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律制定 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
景観・観光	2004（平成16）年 2006（平成18）年 2008（平成20）年 2009（平成21）年 2010（平成22）年	景観法制定、都市緑地保全法と屋外広告物法の一部改正 神奈川県景観条例制定 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律制定、観光庁設置 神奈川県観光振興条例制定 神奈川県観光振興計画策定
防災	2015（平成27）年 2016（平成28）年 2017（平成29）年	神奈川県地域防災計画—原子力災害対策計画— 神奈川県地域防災計画・地震災害対策計画の一部改正 神奈川県地域防災計画・風水害等災害対策計画の一部改正
公物管理	2003（平成15）年 2006（平成18）年度 2009（平成21）年度 2015（平成27）年度	地方自治法一部改正（指定管理者制度） 県立都市公園21箇所指定管理者を指定（～08（平成20）年度、3年間） 県立都市公園25箇所指定管理者を指定（～14（平成26）年度、6年間） 県立都市公園25箇所指定管理者を指定（～19（平成31）年度、5年間）
県みどり計画等	1983（昭和58）年 1983（昭和58）年 1996（平成8）年 1997（平成9）年 2006（平成18）年 2006（平成18）年 2007（平成19）年 2008（平成20）年 2011（平成23）年 2016（平成28）年 2018（平成30）年	かながわ都市緑化計画（仮称）（1985（昭和60）年「みどりのまち・かながわ計画」に改称） 神奈川県緑のマスタープラン 神奈川県広域緑地計画 かながわ新みどり計画 神奈川県みどり計画 三浦半島公園圏構想 神奈川県都市マスタープランの改定 邸園文化圏再生構想 神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針 かながわ生物多様性計画 神奈川県SDGs未来都市計画

- 国土形成計画（2015（平成27）年8月14日閣議決定）及び第4次社会資本整備重点計画（2015（平成27）年9月18日閣議決定）（出典：国土交通省HP）

「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが盛り込まれています。

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラ」について、国際的な議論や取り組みが活発化している状況も踏まえ、我が国においても積極的に取り組む必要があるとされています。

- 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDG s）推進本部の設置について（2016（平成28）年5月20日閣議決定）（出典：外務省HP）

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を掲げています。内閣では持続可能な開発目標（SDG s）推進本部を立ち上げ、2016年12月22日にSDG s実施方針を策定、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統一的向上が実現した未来への先駆者を目指す」というビジョン、また国内及び国外の具体的な施策を掲げています。

※ 本県のSDG sへの取り組み

県では、「いのち輝く神奈川」の実現に向けて、SDG sの推進に取り組んでおり、平成30年6月に、内閣府の「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」の両方に、都道府県では唯一選定され、平成30年8月に、2030年のあるべき姿とその実現に向けた取組を明らかにした「神奈川県SDG s未来都市計画」を策定しています。

神奈川県SDG s未来都市計画（平成30年8月策定）

「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、経済面では、未病産業の振興など持続的な経済のエンジンを回す取組、社会面では、健康寿命の延伸など持続可能な超高齢社会や共生社会の創造、環境面では、再生可能エネルギー普及など自立分散型の新たなエネルギー体系の構築など、それぞれの取組を一層強化するとともに、三側面をつなぐ統合的取組として「SDG s社会的インパクト評価実証プロジェクト」に取り組み、SDG sの目標達成を目指していくものです。

※ 本基本方針とSDG s

SDG sでは、17の目標と169のターゲットを掲げており、「生態系およびそれらのサービスの保全、回復、および持続可能な利用を確保する。」や「女性・子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」ことなどをターゲットとしています。本基本方針では、施策の方向性として「生態系や生物多様性の保全」や「誰もが安全・安心にすごせる公園づくり」などに取り組むこととしており、本基本方針はSDG sの理念を共有するものです。

- 三浦半島公園圏構想（2006（平成18）年3月策定 神奈川県企画部政策課）

自然環境の悪化や、産業の停滞による地域活力の低下、交通渋滞などの地域の様々な課題の解決に資するため、「貴重な“みどり”と“うみ”の保全・活用」及び「うるおい、にぎわい、活力ある三浦半島の地域づくり」をめざすものであり、三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことをめざしています。

- 邸園文化圏再生構想（2008（平成20）年策定 神奈川県都市部都市整備公園課）

地域の歴史的な文化を育み、人々の心に残る景観をかたちづくってきた邸園等（邸宅・庭園や歴史的建造物）を、県民共有の財産として、多様な主体が相互に連携しながら保全活用し、特色ある景観を維持するとともに、新たな文化発信や地域住民と来訪者による多彩な交流の場とすることにより、景観まちづくりや地域の活性化につなげようとする構想です。

第3章 現況と課題

3-1 成立経緯

○ 1940・1950年代 ～恩賜公園と防空緑地の整備～

戦後の県立都市公園整備は、1946(昭和21)年に函(箱)根離宮と葉山御用邸の一部が、県の財産になったことに始まり、本格的な公園整備は、農地開放の波をくぐり抜け防空緑地として残されていた保土ヶ谷公園と三ツ池公園から着手されました。

1955(昭和30)年には湘南海岸公園の整備が、民間活力を導入した我が国初の「都市計画特許事業」により着手され、1960(昭和35)年に完成しました。

○ 1960年代 ～旧軍用地等の都市公園整備と古都保存法・都市緑地保全法の活用～

1960年代に入ると、他に遅れて県でも旧軍用地や米軍跡地等の国有地の活用が実現し、観音崎公園、城ヶ島公園、相模原公園などの整備が行われました。

また、1966(昭和41)年には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」及び「首都圏近郊緑地保全法」が公布され、全国に先駆けて指定に取り組んでいます。

○ 1970・1980年代 ～「神奈川都市緑化計画」と市街化拡大を防止した県立都市公園の整備～

都市化の進展により急速に減少した緑地を保全するため、1983(昭和58)年の「かながわ都市緑化計画(仮称)」(1985(昭和60)年「みどりのまち・かながわ計画」に改称)が策定されました。本計画は、「保全緑地の倍増」、「都市公園の倍増」、「公共用地の樹木の倍増」を目標に、全県の公園緑地整備方針を示したものとなっています。

1978(昭和53)年の東高根森林公園、1987(昭和62)年の大磯城山公園、1988(昭和63)年の四季の森公園と七沢森林公園は、いずれも周辺の市街化拡大を防止するという役割を担って開園されました。

1987(昭和62)年からは県立都市公園の管理と利用増進を目的とする財団法人に管理業務の委託(管理委託制度)が始まり、同じ頃から県立都市公園でボランティア活動を行う団体が増えてきました。

○ 1990年代～現在 ～県立都市公園の計画的整備～

1996(平成8)年には「神奈川県広域緑地計画」が策定され、公園緑地配置の指針、緑地保全及び緑化の目標、都市公園全体と県立都市公園の整備すべき目標水準を定めました。その中で、秦野戸川公園、津久井湖城山公園、茅ヶ崎里山公園、あいかわ公園、山北つぶらの公園、おだわら諏訪の原公園、相模三川公園、いせはら塔の山緑地公園の8公園を新規公園として位置付けました。

2017(平成29)年に山北つぶらの公園が一部開園したことにより、27公園が開園済み(一部開園を含めて)となっています。

また、民間事業者を含む「指定管理者」に公の施設の管理を行わせることができる指定管理者制度が、2006(平成18)年度から導入され、2009(平成21)年度からは25の県立都市公園を対象を拡大しています。なお、2006(平成18)年には広域緑地計画を引き継ぐ形で「神奈川みどり計画」が策定され、2016(平成28)年に「かながわ生物多様性計画」に引き継がれています。



県立都市公園位置図

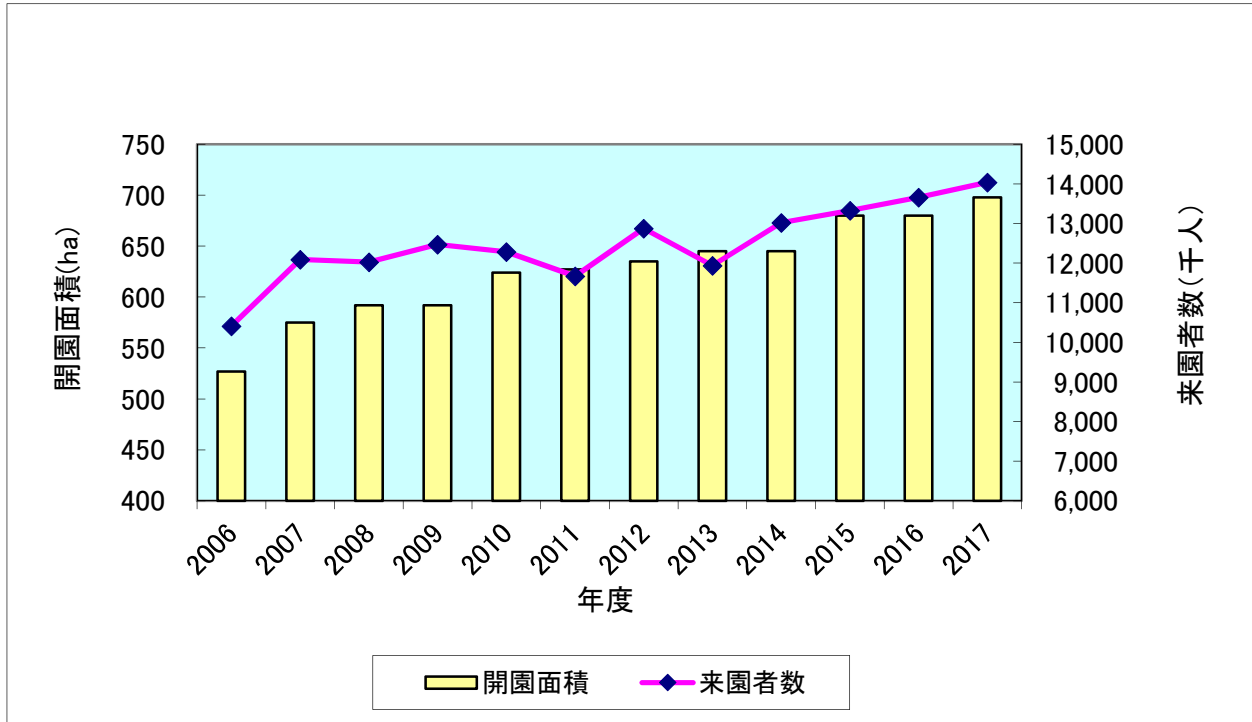
	公園名	種別	都市計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	所在地
1	東高根森林公園	風致	14.0	11.8	川崎市宮前区
2	三ツ池公園	総合	29.7	29.7	横浜市鶴見区
3	四季の森公園	風致	45.3	45.3	横浜市緑区
4	保土ヶ谷公園	運動	34.0	34.0	横浜市保土ヶ谷区
5	塚山公園	地区	5.6	4.7	横須賀市
6	観音崎公園	広域	77.9	70.4	横須賀市
7	城ヶ島公園	風致	20.8	14.6	三浦市
8	葉山公園	近隣	1.7	1.7	葉山町
9	はやま三ヶ岡山緑地	都市林	—	29.6	葉山町
10	境川遊水地公園	総合	—	18.9	横浜市泉区・藤沢市
11	茅ヶ崎里山公園	広域	36.8	35.2	茅ヶ崎市
12	湘南海岸公園	広域	305.4 (重複)	17.4	藤沢市
13	辻堂海浜公園	総合	305.4 (重複)	19.9	藤沢市
14	湘南汐見台公園	近隣	1.4	1.6	茅ヶ崎市
15	大磯城山公園	風致	9.9	10.0	大磯町
16	おだわら諏訪の原公園	広域	69.2	15.4	小田原市
17	恩賜箱根公園	風致	15.9	15.9	箱根町
18	秦野戸川公園	広域	50.7	36.1	秦野市
19	いせはら塔の山緑地公園	都市林・(市民緑地)	—	1.2(11.8)	伊勢原市
20	七沢森林公園	広域	64.7	64.6	厚木市
21	相模三川公園	都市緑地	24.4	13.8	海老名市
22	座間谷戸山公園	風致	32.1	30.6	座間市
23	相模原公園	総合	24.4	26.0	相模原市南区
24	あいかわ公園	広域	53.5	51.8	愛川町
25	津久井湖城山公園	広域	98.3	77.7	相模原市緑区
26	相模湖公園	地区	2.7	2.5	相模原市緑区
27	山北つぶらの公園	広域	105.9	17.9	山北町

県立都市公園の種別や開設面積等

2018 (平成30) 年4月1日現在

3-2 開園面積と来園者数の推移

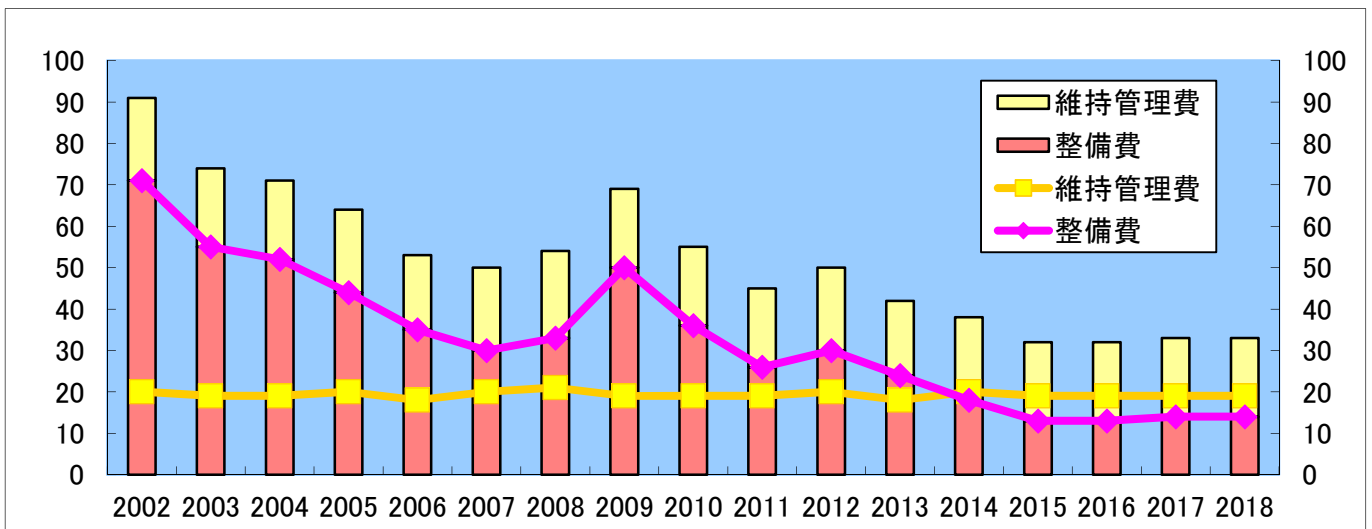
県立都市公園は戦後本格的な整備が始まり、2017(平成29)年度末には開園面積が約698ha、来園者数は約1,400万人と、2006(平成18)年度と比較すると、ともに約1.3倍となっています。



県立都市公園の開園面積と来園者数の推移

3-3 予算の推移

県立都市公園の予算について、2002(平成14)年度から2018(平成30)年度までを比較すると、整備費の予算は約5分の1になっています。また、維持管理費の予算は公園の開園面積が増加している中で、ほぼ同額で推移しています。そのため、長期的な視点に立って、より効率的で効果的に、県立都市公園の整備や維持管理を行っていくことが求められています。



県立都市公園の維持管理費と整備費の推移

単位：億円

3-4 これまでの取り組み

県では、県土全域での均衡配置を事業目標に県立都市公園の整備を進め、27公園を開園し、大規模災害時の防災性の向上や多様なレクリエーションの場となるなど一定の成果を納めてきました。ここでは、県立都市公園のこれまでの取り組みについて、整備、維持管理、運営に分けて整理しました。

整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に面積が30～50ha以上の公園や一つの市町村区域を越えるような広域的な公園(※)、更には県を代表するような歴史や風致を持つ公園について、着実に整備を進めている。 ・ 県が管理している都市公園は27箇所あり、約698haが開園している。 ・ 県立都市公園のうち、主に広域避難地又は広域応援活動拠点⁶として指定されている15公園について、防災機能を担う施設整備を行っている。 ・ 福祉のまちづくり条例に対応した施設整備を推進している。特に、誰もが公園を不自由なく利用できるよう、園路や出入口の段差解消、駐車場の障がい者用の区画設置、トイレの改良などの取り組みを行っている。 ・ 新エネルギーを活用した施設整備については、段階的に実施してきており、太陽光発電の設備や照明灯の設置、園内放送など、19公園で取り組んでいる。公園の中心的施設となるパークセンターについては、雨水利用、太陽光発電などの様々な新エネルギーの導入を図っている。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や指定管理者が各々の責任において安全基準及びマニュアルによる施設点検を行い、不具合の早期発見に努めている。 ・ 老朽等異常が発見された施設については、改修等により即時に対応している。 ・ 指定管理者制度導入により、管理経費縮減効果が現れている。 ・ 2016(平成28)年度までに26公園で長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を図っている。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や指定管理者が各々の責任において安全基準及びマニュアルによる公園施設の点検を行い、異常の早期発見に努めている。 ・ 防犯上の観点からは、夜間における照明灯の設置や樹林(植栽)地の見通しの確保、昼夜間における園内巡視等を行っている。 ・ 自然環境保全型の公園(座間谷戸山公園、茅ヶ崎里山公園等)においては、田植えや稲刈り・自然観察会等について、また、レクリエーション型の公園(辻堂海浜公園、保土ヶ谷公園等)においては、お祭りやスポーツ関連イベント等について、県民が取り組みを提案したり、運営に加わったりしながら開催されるなど、公園の運営管理に県民の参画が行われている。 ・ 指定管理者は、様々なイベントの実施やホームページ等による情報発信など、自らのノウハウを生かし、利用促進につながる取り組みを行っている。 ・ 計画段階でワークショップを実施し、県民意見を整備に取り入れている。

(※) 県立都市公園は緑の拠点として、市町村区域を越える広域的な公園を整備するとともに、概ね50ha(相模川以東は30ha)以上の規模を目標に、県土における適正な地域バランスを考慮して整備を進めています。

広域避難地⁶ 大地震などにより市街地で大規模な延焼火災が発生したとき、その火災を避けるために一時的に避難するための避難場所(おおむね10ha以上の広い公園、空き地など)。

広域応援活動拠点⁶ 大規模な災害が発生した時に、県による災害活動中央基地や広域防災活動拠点の開設に合わせ、市町村が自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊等の受入体制として開設するもの。

3-5 課 題

第2章に記述した、環境問題、少子高齢化、大規模地震災害への対応や法令等の動きなどの社会状況の変化を前提とし、第3章の成立経緯やこれまでの取り組みなどを検証することにより、県立都市公園が抱える問題点が抽出されます。

今後の県立都市公園の整備・管理に係る、それらの問題点を以下の8つの課題に整理しました。

課題1 効率的で効果的な公園整備と維持管理

県は、一人当たりの都市公園面積が、全国でも下位レベルにあります。県民の憩いの場となり、防災機能も担う都市公園について、区域の拡大も含めた公園整備や、都市計画決定済の公園のうち、未整備な区域があることなどから、引き続き整備を進める必要があります。

また、県立都市公園の施設は昭和末期から急ピッチで整備されたものが多く、いくつかの公園で施設老朽化が急速に進行しています。施設の再整備や修繕について、利便性や安全性等の機能面とコスト面から検討し、効率的で効果的に進めていくことも必要です。

課題2 県立都市公園の整備・管理の新たな指標の確立

県が公園を整備する際の考え方や目標水準について、過去の計画には県土全域での均衡配置や県民一人当たり面積などが示されていましたが、時代の趨勢にあわせて、利用者満足度など公園利用者や地域の方々に分かりやすい指標を示していく必要があります。

課題3 サービス水準の確保と更なる向上

25公園で導入している指定管理者制度について、常に改善を促進することで効果的な運用に努めながら、費用対効果を考慮したサービス水準を確保するとともに、県民やNPO、民間事業者など多様な主体との連携等による創意工夫を深め、サービス水準の更なる向上をめざすことが必要です。

課題4 持続可能な社会の実現への更なる取り組み

県立都市公園の多くは、まとまりある緑の拠点であり、存在することで地球温暖化や生物多様性等へ貢献しています。しかし、持続可能な社会を実現するために、今日の様々なレベルでの環境問題に対応するため、周辺の緑資源との連携を視野に入れながら、環境負荷の軽減や体験学習機能の向上など、更に取り組みを進める必要があります。

課題5 大規模な自然災害への具体的で実効性のある対応

防災上必要な施設の整備を進めるとともに、災害発生時の利活用（避難者の安全な誘導や公園内の利用案内など）についての関係者との連携を進め、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、防災関係機関や地域の方々とともに具体的な行動計画づくりや訓練にも至急取り組む必要があります。

課題6 高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり

「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定を踏まえ、都市公園を誰もが安全で快適に利用できるようハード、ソフトの両面から取り組みを強化していく必要があります。公園毎に立地条件や求められる機能が違うため、ハード面でのユニバーサルデザインの対応も異なります。また、遊具などの施設もその仕様に応じた安全管理が必要です。

高齢者、障がい者はもちろん、野外体験の機会が減っている子どもたちを含め、全ての方々が安心して、憩い、遊び、学べるよう、ソフト面を含め、公園の個性に合わせた更なる取り組みが必要です。

課題7 周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じた地域活性化への貢献

景観への関心や観光需要の増大など、観光客誘致への期待は高まっていますが、県立都市公園は歴史文化資源等と連携した地域活性化への期待に十分に込えつつある状況にあります。

一方で、交通網や通信網の充足によりネットワークの可能性はますます広がっており、周辺資源との様々な連携や情報発信の工夫を通じて、地域と一体となった魅力づくりが必要です。

また、インバウンド需要の増大により、県立都市公園にも多数の外国人観光客に訪れてもらえるよう、パンフレットや案内板の多言語表記のほか、外国人観光客を意識した景観の創出など、公園の魅力づくりも必要です。

課題8 県民、NPO、民間事業者など多様な主体との協働・連携の推進

多様な主体の方々が公園での活動に参加されるようになってきており、それぞれの公園の事情に適した連携の形が模索されています。

協働や連携を継続的に発展させていくために、共通の価値観や目標を持ち、相反する意見の調整を行うための人材の確保・育成、組織とルール確立などの推進が必要です。



再生計画づくりでの県民協働（観音崎公園）

第4章 基本方針

4-1 課題に対応する「視点」と「施策の方向性」

前章で整理した8つの課題に対応するため、5つの「視点」と10の「施策の方向性」を整理しました。この施策の方向性のもと、概ね今後10年間に具体的に事業を実施していくための施策を展開します。

以下の内容は、県立都市公園全般を対象としているため、個々の県立都市公園においては、各県立都市公園の特性に応じ「個別公園の整備・管理計画」を策定しますが、その策定においては、以下に示す「施策展開の具体例（メニュー）」全てについて取り組むことをめざすものではなく、本基本方針をもとに限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運用をする視点も含め、各県立都市公園の特性に応じた施策展開を図ることとします。

対応課題	視点	施策の方向性	施策展開の具体例（メニュー）
課題4 課題8	Ⅰ 自然環境の 保全と活用	(1) 生態系や生物多様性の保全	① 自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映 ② 外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり
		(2) 地球環境問題等への地域からの対応	③ 環境学習フィールドとしての機能向上 ④ 環境負荷軽減の推進と都市生活環境問題へのアプローチ
課題5	Ⅱ 災害対応の 推進	(3) 緊迫する自然災害への対応	⑤ より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上 ⑥ 様々な災害に対応する防災施設の整備
課題6	Ⅲ ユニバーサルデザインの 推進	(4) 誰もが安全・安心に すごせる公園づくり	⑦ 安全で安心な公園のための施設の整備と管理 ⑧ ユニバーサルデザインの推進 ⑨ 誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供
課題7 課題8	Ⅳ 地域活性化 への貢献	(5) 歴史や文化の継承 と創造	⑩ 歴史資源や伝統行事の継承 ⑪ 地域文化を育む舞台となる公園づくり
		(6) 地域と一体となった 魅力の向上	⑫ 周辺施設や観光資源とのネットワーク ⑬ 地域活性化の推進 ⑭ 風景美術館 ¹² をめざした景観づくり
課題1 課題2 課題3 課題6 課題7 課題8	Ⅴ 効率的で効果的な公園 整備とサービス	(7) 質の高いサービスの 提供	⑮ 指定管理者制度の効果的運用 ⑯ ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実 ⑰ 広報、情報発信等の工夫
		(8) 多様な主体との 連携	⑱ 連携の多様化 ⑲ 民間活力の活用（Park-PFI等の活用） ⑳ 連携のための仕組みの推進
		(9) 既存公園の再生	㉑ 公園施設長寿命化計画 ¹⁸ の策定と更新 ㉒ 公園再生の着実な推進
		(10) 都市の魅力をも 高める都市公園整備 の着実な推進	㉓ 都市公園の着実な整備の推進 ㉔ 国と連携したみどりの拠点整備

4-2 「施策展開」の具体例

県立都市公園の特性に応じて、以下に示す施策展開の具体例を参考に、「個別公園の整備・管理計画」を策定します。

● 視点Ⅰ 自然環境の保全と活用

施策の方向性 (1)生態系や生物多様性の保全

公園利用と環境保全のバランスを考慮した県立都市公園の整備や自然環境の維持管理を行うとともに、現況を把握する自然環境調査とそれに引き続くモニタリング調査を行い、調査と連動した計画的な生息環境づくりを行うことで、生態系や生物多様性の保全に取り組みます。

施策展開 具体例

① 自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映

- ・ 整備の際には、整備区域での自然環境を把握した上で、保全すべきものを考慮しながら実施します。
- ・ 自然環境の保全、公園利用、近隣住民の生活環境など複数の視点から考慮した樹林地や水辺の維持管理のルールを定め、ルールに基づいた維持管理を実施します。
- ・ 自然環境管理に係る情報の継承と共有化を進め、透明性を確保します。ただし希少種⁷の分布などは公開による影響について、必要に応じて事前に調整を図ります。
- ・ 公園づくりと連動した自然環境モニタリングとして、県立都市公園内の代表的なポイントでの環境変化を把握できるような指標種⁸の調査を実施します。
- ・ 自然環境管理の目標とすべき保全のレベルとその維持管理方法、施設の整備方法を定める際には、専門家の助言を得ながら、手法・人材等を十分に検討した調査方法を決定し、総合的かつ客観的な判断による調査結果の解析によって行います。



目標とした樹種による林を維持するため
他種の幼木等を刈る下草刈り（座間谷戸山公園）



池の生態系の状況を確認し、生物多様性を確保する
ための池のかみほり（三ツ池公園）

希少種⁷ 数が少なく、簡単に見ることができないような（希にしか見ることができない）種。

指標種⁸ 生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物。

施策展開 具体例

② 外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり

- ・ 特定外来生物⁹を持ち込まないよう利用者への啓発に努めるとともに、自然環境調査などにより、特定外来生物が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、その除去について検討します。
- ・ 在来生物の生息環境復元やふるさとの原風景再現などを図る区域では、地元産種子等による計画的な植生復元をめざすとともに、繁殖力旺盛な園芸種による悪影響が生じないように注意します。
- ・ 草原の草丈の違いや池の浅深の創出などによる環境多様性の向上と、県立都市公園内外のビオトープの連続性¹⁰を高めることで、多様な種の生息や離れた地域の個体間の交流を誘導します。



外来生物除去作業 アメリカザリガニ（三ツ池公園）



外来生物除去作業 ワニガメ（三ツ池公園）

特定外来生物⁹ 地域の生態系に大きな影響を与えるおそれのある外来種のこと。

ビオトープの連続性¹⁰ 「野生物の生息環境」を意味するビオトープを河川敷や街路樹のような移動経路で結ぶことで、遺伝子の交流を維持し、孤立状態からの衰退を回避します。

施策の方向性 (2) 地球環境問題等への地域からの対応

県立都市公園を舞台とした自然観察や自然の恵みを上手に活かした行事など、五感を使った体験を通じて自然と人間の関わりを学び、地球環境及び都市生活環境問題についても考える機会を多くの方々に提供するための指導者育成やプログラムの充実に取り組みます。

施策展開 具体例

③ 環境学習フィールドとしての機能向上

- ・ NPOや研究機関との協力体制等により指導者となる人材の確保と、養成講座等の設置により指導者となる人材の育成をめざします。
- ・ 教育機関等との積極的な連携により、子どもの野外体験の場としての機能向上をめざします。
- ・ ガイド常駐やガイドブック頒布など、初めて来た方へ対応できる取り組みをめざします。



里山学校 (茅ヶ崎里山公園)



川の生き物観察会 (境川遊水地公園)

施策展開 具体例

④ 環境負荷軽減の推進と都市生活環境問題へのアプローチ

- ・ CO₂発生量の削減等の環境負荷軽減に役立つ新技術の利活用や植物発生物の利活用 (木材利用、堆肥化、木炭化等)、屋上及び壁面の緑化等により、地球環境と地域の自然環境に配慮した公園づくりを推進します。
- ・ ヒートアイランド対策など都市生活環境を考える取り組みの実施をめざします。



屋上緑化 (茅ヶ崎里山公園)



太陽光発電施設 (秦野戸川公園)



管理用電気自動車 (秦野戸川公園)

● 視点Ⅱ 災害対応の推進

施策の方向性 (3) 緊迫する自然災害への対応

防災空間として必要な施設を整備するとともに、関係市町等との連携強化により震災時での対応をまとめた震災時の公園利用計画を策定するなど、施設とそれを使いこなすマンパワーを合わせた「防災力」の向上をめざし、災害発生時の安全と安心を守ります。

施策展開 具体例

⑤ より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上

- ・ 東日本大震災や熊本地震発生経験から、震災発生時に当初想定していなかった帰宅困難者や自動車での避難生活者が多数生じている状況を受け、より具体の発災時における県立都市公園利用について検討します。
- ・ 関係市町や地域住民等と連携しながら、地震発生からの時間の経過に応じた震災時の県立都市公園利用計画などを策定します。
- ・ 市町や地域住民等との連携により、防災訓練や公園の防災機能PRを積極的に行い、非常時のスムーズな対応をめざします。また、日頃の公園利用を通じて人間関係やコミュニケーションを深め、災害時に力を合わせた対応ができるような場となる公園をめざします。
- ・ 県立都市公園利用者の安全確保と避難誘導のために、ハザードマップやマニュアル整備、避難訓練の実施等をめざします。
- ・ ゲリラ豪雨など異常気象下での緊急連絡網や洪水時の遊水地水位調整等に係る緊密な協力体制を確立し、有事に備えることをめざします。



自治会連合会合同防災避難訓練
(茅ヶ崎里山公園)



消防署災害ヘリコプター訓練
(保土ヶ谷公園)



横浜、藤沢、大和3市合同水害対策訓練
(境川遊水地公園)

県立都市公園等における地震等の災害応急活動に関する業務協定

(2009(平成21)年6月12日締結)

神奈川県では、一般社団法人神奈川県造園業協会と、県内に地震等により大規模災害が発生した場合に、県所管の県立都市公園等について施設の機能を迅速に復旧、確保するための応急復旧活動への協力に関する協定を締結しています。

県立都市公園等において大規模な被害が発生した場合に、災害応急復旧体制の充実を図り、県立都市公園等の施設の応急措置を迅速に進め、機能を回復させることにより、広域避難地や広域応援活動拠点としての安全性や機能の確保が期待されます。

施策展開 具体例

⑥ 様々な災害に対応する防災施設の整備

- ・ 地域防災計画等での位置づけを踏まえ、地域の防災対策を担う市町と連携しながら、防災ヘリポートや貯水槽などを整備してきましたが、今後は、これまで整備してきた施設について、適切に維持管理を行うとともに、施設の機能向上にも取り組んでいきます。
また、市町や指定管理者と連携して、食料や毛布等、必要な物資の備蓄に努めます。
- ・ 平常時に限らず災害時でも、誰もが安心して避難できる園路の整備等を進めます。



防災パーゴラ・防災ベンチ 通常時は休憩施設だが、災害時にはテント・かまどとして活用（茅ヶ崎里山公園）



東日本大震災における県立都市公園駐車場とパークセンターの避難住民への開放
県、指定管理者、地元市が協力して食料や毛布等の物資と情報を提供（茅ヶ崎里山公園）

● 視点Ⅲ ユニバーサルデザインの推進

施策の方向性 (4) 誰もが安全・安心にすごせる公園づくり

県立都市公園内でのハザード(事故につながる危険性)除去に努めながら、子どもから高齢者、障がい者などの利用を考慮したユニバーサルデザインによる施設整備を進めるとともに、多様な県立都市公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、誰もが気軽に来て、安全・安心に楽しめる県立都市公園をめざします。

施策展開 具体例

① 安全で安心な公園のための施設の整備と管理

- ・ 施設の老朽化などにより、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが高まっているため、日常的な点検と早めの修繕、危険が予測される施設の速やかな使用停止措置等によりハザードを除去します。
- ・ 園内の危険箇所への立ち入り制限や注意喚起のための柵や看板等の設置の他、利用者への安全を図るため、法面对策等を実施します。
- ・ 樹木が成長し密生化し弱った樹木による枯れ枝、倒木が来園者に当たらないよう、日常的な点検と手入れを実施します。
- ・ 繁茂樹木の適正管理等により、不適正な利用を誘発するおそれのある死角を解消します。
- ・ 野生生物による直接・間接の被害を防止、回避又は軽減するため、進入防止柵など必要な施設の整備と管理に努めます。



遊具の点検調査状況 (葉山公園)



手入れの必要な林の増加 (座間谷戸山公園)



鹿の侵入防止柵 (山北つぶらの公園)



手入れの必要な林の増加 (座間谷戸山公園)

施策展開 具体例

⑧ ユニバーサルデザインの推進

- ・ 高齢者、障がい者など誰もが安心して快適に利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を計画的に推進します。なお、地形的制約でハード面での対応が困難な場合などには、指定管理者による車イスの貸し出し等、ソフト面による充実を図ります。
- ・ バリアフリー化の情報がわかるマップの配布など、ソフト面の取り組みを行っていきます。



建築物の計画を立てる際に、実際に障がい者から、トイレの設備やスロープの設置などについてご意見をお聞きし、施設整備に反映するなど、ユニバーサルデザインを推進します。

車椅子、幼児連れ、オストメイト(人工肛門・人工膀胱の保有者)に対応できる「みんなのトイレ」(座間谷戸山公園)



プール専用車いす (辻堂海浜公園)

施策展開 具体例

⑨ 誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供

- ・ 障がい者、幼児から高齢者まで様々な方々が楽しめる多様な利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供をめざします。
- ・ 県立都市公園内でのペットや喫煙について、適正な利用を促進するためのマナーの周知徹底をめざします。



体の不自由な方にも楽しんでいただくための
ユニバーサルカヌー(辻堂海浜公園)



辻堂寝たきりゼロ体操(辻堂海浜公園)

辻堂海浜公園では、閉場期のプール活用と地域福祉向上のために、湘南工科大学と協働で、障がい者や高齢者を対象としたカヌー支援プログラムの開発を行っています。将来的には「公」「民」「学」「産」が協働し、地域福祉向上および子供たちの体力向上の役割を果たすとともに、ユニバーサルカヌーによる新しいレクリエーションプログラムを開発することをめざしています。



障がい者への園内案内(恩賜箱根公園)

ご自身では歩いていくことが難しい場所などを案内します。

● 視点Ⅳ 地域活性化への貢献

施策の方向性 (5) 歴史や文化の継承と創造

歴史資源の保全活用をはじめとする様々な伝統文化の地域拠点として、また地域のシンボルとなるような景観や特徴的な文化活動を発信する公園をめざします。

施策展開 具体例

⑩ 歴史資源や伝統行事の継承

- ・ 地域の歴史資源の保全と利活用に役立つ公園づくりを行います。
- ・ 地域コミュニティ等が行う昔ながらの伝統的な年中行事などへの、場の提供や人材育成、情報発信の支援をめざします。



戦後の宰相吉田茂邸跡の活用（大磯城山公園）



韓国京畿道との友好提携記念で造ったコリア庭園でのマダン（祭り）（三ツ池公園）



戦没船員の碑（観音崎公園）



戦没船員の碑のある広場では、天皇后両陛下御臨席の慰霊式が開催（観音崎公園）



明治時代の陸軍のレンガ建築を活用したパークセンター（観音崎公園）

施策展開 具体例

⑪ 地域文化を育む舞台となる公園づくり

- ・ 「花の名所」など地域のシンボルとなるような取り組みにより、地域の魅力を創出するような公園づくりをめざします。
- ・ 博物館や美術館、各種の文化活動団体等との連携を深め、自然科学、芸術、食文化等の様々な文化創造活動を公園から発信することをめざします。



日本遺産に認定（2016（平成28）年）された明治時代の砲台群でのガイドツアー（観音崎公園）



アートと自然を楽しむ横須賀美術館（観音崎公園）



三浦按針祭観桜会（塚山公園）



浜降祭（茅ヶ崎里山公園）



盆栽教室（三ツ池公園）



観音崎自然博物館と連携した海中観察教室（観音崎公園）

施策の方向性 (6) 地域と一体となった魅力の向上

交通アクセスの状況に合わせた周辺の施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を越えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上をめざします。

施策展開 具体例

⑫ 周辺施設や観光資源とのネットワーク

- ・ 街路や水辺の空間、市町村公園や民間施設との連携により、遊歩道などのネットワーク形成を促進し、回遊性を高め、地域全体の観光資源として魅力を高めることをめざします。
- ・ 周辺施設等との情報共有を深め、地域全体の認知度、集客能力の向上をめざします。
- ・ 鉄道駅などの拠点からのアクセシビリティ¹¹改善をめざすとともに、各公園へのアクセスについて、ホームページやパンフレット等により、わかりやすく案内していきます。
(バスの増便、歩行者や自転車の利便性の向上、拡大する利用圏域への対応等)



三浦港産直センターうらり



北原白秋歌碑



城ヶ島灯台



城ヶ島公園

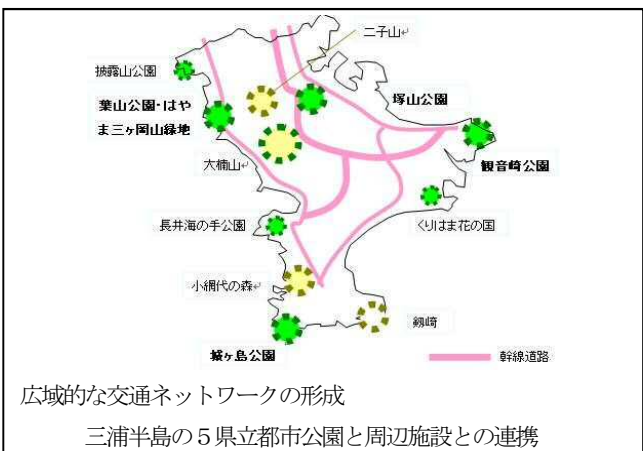
城ヶ島公園と周辺の観光施設を結ぶネットワークの形成促進、地域全体での観光資源としての魅力向上

地図の出典「おすすめ！三浦半島ガイド&マップ」 横須賀三浦地域県政総合センター



地域的な交通ネットワークの形成

茅ヶ崎里山公園、茅ヶ崎駅、サザンビーチ等を結ぶ茅ヶ崎市コミュニティーバス



広域的な交通ネットワークの形成

三浦半島の5県立都市公園と周辺施設との連携

アクセシビリティ¹¹ 高齢者・障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合い。

施策展開 具体例

⑬ 地域活性化の推進

- ・ 県立都市公園周辺観光の紹介や地域の農水産物を活用する地産地消に着目した行事実施など、地元の経済活性化への波及効果を意識した取り組みをめざします。
- ・ 県立都市公園にふさわしい地元主催イベント等の企画と連携し、人材育成や、情報共有などの協力・支援を実施することにより、地域コミュニティの活性化をめざします。
- ・ 「花の名所」や「歴史資源」を活用した施設等を整備し、テーマ性のある魅力的な地域づくりを支援することにより、観光振興、地域活性化をめざします。
- ・ 外国人の方が快適に県立都市公園を利用できるよう、案内の多言語化等の充実を図ります。



辻の盆 盆踊り (辻堂海浜公園)



機織りと染色の体験施設 (あいかわ公園 「工芸工房村」)

地元の様々な団体が参加して盛り上げるイベント (辻堂海浜公園)、伝統工芸の創作体験 (あいかわ公園) を通じて地域への関心を高め、来園者と地域の交流を図る場の創出などを行っています。



恩賜箱根公園の4カ国語パンフレット(中国語版)



ダム観光放流と公園との連携 (あいかわ公園)

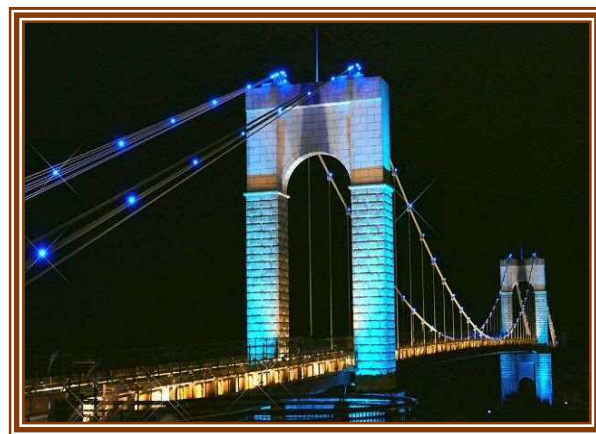
施策展開 具体例

⑭ 風景美術館¹²をめざした景観づくり

- 公園の外からの風景、公園内の風景、建物等そのものの美観を整え、いくつもの名画を擁する美術館のような、外国人観光客の方にもSNSやインスタグラムで紹介してもらえるような県立都市公園をめざします。



日本さくらの名所100選（三ツ池公園）



風の吊り橋ライトアップ（秦野戸川公園）



山並と公園橋とチューリップの花景色
（秦野戸川公園）



庭園ライトアップ（大磯城山公園）



湖畔展望館からの富士山
（恩賜箱根公園）

風景美術館¹² 施設外からの景観や施設内の景観が優れており、多くの風景画を擁する美術館のような施設を「風景美術館」と表現しました。



優れた景観を維持するため、由緒ある樹木などの手入れには経験豊富な専門家による適切な作業を継続することが必要です。
（恩賜箱根公園）

● 視点V 効率的で効果的な公園整備とサービス

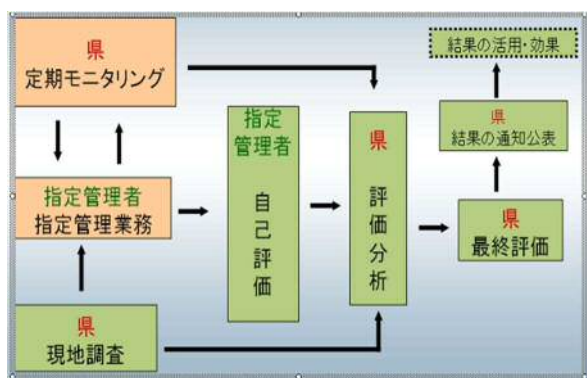
施策の方向性 (7) 質の高いサービスの提供

指定管理者制度を効果的に運用しながら、利用者ニーズを把握し、それを踏まえた施設やサービスの充実を図るとともに、広報や情報発信等の工夫を行うことによって、質の高いサービスの提供をめざします。

施策展開 具体例

⑮ 指定管理者制度の効果的運用

- ・ 管理状況を適切に評価し、維持管理と運営管理の継続的な改善を図るとともに指定管理者の創意と工夫による積極的な自主事業¹³の提案と実行を促します。
- ・ モニタリングにより、県立都市公園の指定管理事業が提案どおりに実施され、公園管理の品質が十分に確保されていることを確認するとともに、外部評価委員会により事業実施状況について適切に評価することで、公園の一層の質と利用サービスの向上を図ります。
- ・ 既存ストックを活用した効率的な利用促進プログラムの実施を促します。



指定管理業務評価の仕組み 適切な業務執行・効率性確保の確認、利用者ニーズ・社会ニーズ等への対応のモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行う。



指定管理者の自主事業によるバーベキュー場
(茅ヶ崎里山公園)

○ 県が質の高いサービスを提供するために活用する、指定管理事業の手法

- 自主事業¹³ : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、県との指定管理業務契約の範囲で、指定管理者が自らの財源により自主的に実施する事業です。
- 利用促進事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、県との指定管理業務契約の範囲で、指定管理者が公園の利用促進のために実施する事業です。
- 附帯事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、「駐車場」及び「自動販売機」の運営を指定管理者が実施する事業です。過去の収入実績分（指定管理者の公募の際に県が示した前期の実績額を参考に、指定管理者が提案した収入額）は指定管理費積算額より差し引かれ、提案額を上回る分は指定管理者の利益となります。
- 利用料金制事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、利用者から利用料金を徴収する施設について、指定管理者が運営を実施する事業です。過去の収入実績分（指定管理者の公募の際に県が示した前期の実績額を参考に、指定管理者が提案した収入額）は指定管理費積算額より差し引かれ、提案額を上回る分は指定管理者の利益となります。
- 維持管理事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、指定管理業務契約の範囲で指定管理者が公園の植物管理、施設点検・修繕・清掃等を行う事業です。

施策展開 具体例

⑩ ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実

- ・ 利用実態や満足度の調査を継続的に実施し、ニーズ把握に努めます。
- ・ 様々な利用者等からの施設やサービスについてのご意見を基に、関係者と調整を行い、その県立都市公園の個性や必要な機能に合致させながら、ニーズに対応した質の高い施設・サービスの提供をめざします。
- ・ 県立都市公園の利用促進のため、新規利用者となる方々のニーズの把握も実施します。



眺めの良い休憩場所のニーズに対応した環境共生型パークセンター（三ツ池公園）



ニーズ対応で施設を増やしたバーベキュー場
（七沢森林公園）



ニーズを反映させ整備した多目的グラウンド
（境川遊水地公園）

施策展開 具体例

⑰ 広報、情報発信等の工夫

- ・ マスメディアだけではなくあらゆる関係者と良好な関係を築き上げるため、プレスリリースの作成・配信、PR誌の作成、ウェブサイトの運営、各種見学会など、体系化した広報業務による情報発信に努めます。
- ・ 子ども、高齢者、体の不自由な方など、対象を絞ったサービスやプログラムを企画するとともに、関連メディアへの情報発信を行います。
- ・ これまで県立都市公園に来る機会が少なかった方々への周知や利用促進を図るため、ホームページやパンフレットの工夫により、公園の魅力や、電車・バス等による県立都市公園へのアクセス方法をわかりやすく案内していきます。



マスコットキャラを活用した広報活動
(かながわグルメフェスタ 2016 厚木中央公園)



高速道路PRイベントでの広報活動
(圏央道・菖蒲SA 埼玉県久喜市)



ボランティア・NPO との連携により開催した新春フェスタ
(境川遊水地公園)



SNS 等を活用した広報活動 (社堂海浜公園)

施策の方向性 (8) 多様な主体との連携

公園づくりへの様々な形での参加を通じて、県立都市公園への愛着が深まるように、県立都市公園に集まった人々の連携のための仕組みを推進し、公園施設や県立都市公園サービスの充実をめざします。

施策展開 具体例

⑩ 連携の多様化

- ・ 地域住民やNPO等による花壇や里山、公園施設等の維持運営管理への参加、民間事業者や団体による新技術の試験施工、寄付、ネーミングライツ（命名権）など、様々な形での参加や連携を通じて、公園を身近に感じ、公園への愛着を深めていただき、施設やサービスの充実を図ります。
- ・ 地域やNPO等からの提案による新しい取り組みの事例として、例えば、災害時を想定した防災キャンプについては、一部の公園においてモデルケースで実施し、その結果を踏まえ、継続した取り組みや、他の公園への取り組みの拡大が行われています。今後も、新しい取り組みの提案があった場合には、まずはモデルケースで実施していくことなどについて検討します。



ネーミングライツパートナー制度¹⁴の導入(保土ヶ谷公園)

ネーミングライツパートナー制度¹⁴

契約により県の施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、その代わりに対価をお支払いいただくものです。その対価の一定割合を施設の整備等、県民サービス向上のための取り組みに充てます。



NPOが運営するドッグラン（相模原公園）



利用者の管理への参加事例： 相模原公園では、公園全体の活性化の話し合い等で、犬のマナーについての意見を数多くいただいたことから「人と犬が共に楽しめる公園づくり懇話会」を立ち上げ、芝生広場の一部への犬立ち入り禁止エリア設定など公園のエリア分けとマナーアップを両輪とした利用者参加による人と犬の共存のための取り組みを実施しました。

犬専用エリアの利用者による自主的な運営体制を前提とした公募に応じたNPO法人が、県と調整し、利用者＝管理者となる会員登録制により利用者が自ら管理運営を行い、ボランティアで、ドッグランを安全・安心に運営しています。

新しいタイプの公園づくりは、利用される方の積極的な運営管理への参加など、多様な方との連携が成否の鍵を握っています。

施策展開 具体例

⑬ 民間活力の活用（Park-PFI等の活用）

- ・ 県立都市公園事業は、指定管理者・民間事業者・NPO・県民等と多様な主体との連携により進めていますが、財政面での制約が厳しくなる中、民間事業者の資金・人的資源・ノウハウといった活力を、今後一層、県立都市公園の整備・管理に生かしていく必要があります。これまでも、県立都市公園の整備・管理目的に沿うものについては、民間事業者による公園施設の設置や管理を許可し、より良い公園サービスの提供を行っていますが、今後、更にその積極的な活用を図ります。
- ・ 県では、2001(平成13)年にPFI¹⁵を活用した県立都市公園再整備を実施していますが、2017(平成29)年に都市公園法の一部改正により、「公募設置管理制度（Park-PFI¹⁶）」が創設されたことを踏まえ、今後、更なる魅力の向上を図るため、地域資源を活かし各県立都市公園の設置目的に沿う形で、Park-PFIの活用を検討します。
- ・ 民間事業者は、地域清掃、環境教育、緑化活動をはじめとするCSR¹⁷などに取り組んでおり、県立都市公園において、こうした様々な企業活動との連携を検討します。

PFI¹⁵ 「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

Park-PFI¹⁶ (2017(平成29)年6月制定 出典：国土交通省HP)

公園施設の整備に民間利益を活用する方法。2017(平成29)年度の都市公園法改正時に創設された制度です。

都市公園ストックが一定程度蓄積されるものの、施設の老朽化が進行し、その魅力を十分発揮できない公園もあり、今後人口減少が進み財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが重要となっているため、国により、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設されました。

CSR¹⁷ 「Corporate Social Responsibility : コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ」(出典：経済産業省HP)

「企業の社会的責任」とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指します。



PFIで再整備した新江ノ島水族館（湘南海岸公園）

<制度を活用した公園整備イメージ>



「公募設置管理制度（Park-PFI）」

施策展開 具体例

㊸ 連携のための仕組みの推進

- ・ 管理運営での多様な主体との連携を進めるため、公園協議会等、協働作業や情報交換の場づくりを行い、管理者と県民、NPO、民間事業者の相互パートナーシップを深めることをめざします。
- ・ 知識と責任感を持ったコーディネーターを育成するための講座設置、幅広い人材の参画のための呼びかけなどによる連携・協働の人材確保をめざします。

県立座間谷戸山公園 自然観察マップ



県民協働での池の手入れ (座間谷戸山公園)



県民協働での外来種防除 (座間谷戸山公園)

座間谷戸山公園では、公園内で活動する団体などにより、里山としての貴重な緑や多彩な動植物を保全し、自然生態観察公園としてふさわしい谷戸山公園の管理運営や利用のあり方を協議し、かつ、行動することを目的とした運営会議が組織されています。

県と指定管理者の支援のもと、管理運営の具体的方法又は方針に関する意見交換及び提案、調査及び保全、会員相互の活動及び公園のイベント日程等の調整、勉強会の開催及び視察研究などを行っています。

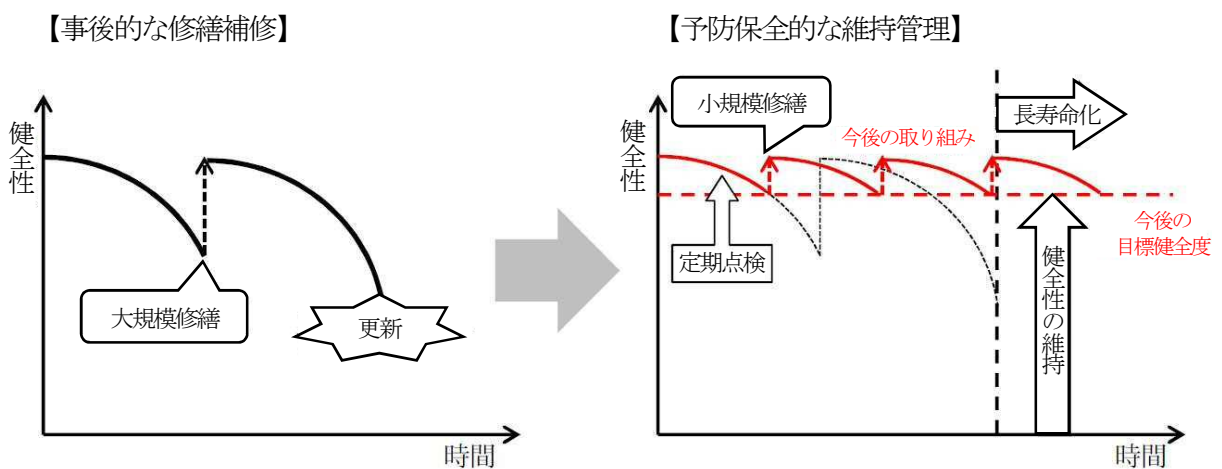
施策の方向性 (9) 既存公園の再生

施設の老朽化に対応するコストの平準化や低減を図るとともに、利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組みます。

施策展開 具体例

㉑ 公園施設長寿命化計画¹⁸の策定と更新

- 「公園施設長寿命化計画」を策定・更新し、事後的な修繕補修から予防保全的な維持管理への転換を推進することにより、施設の維持管理に要する負担を平準化するとともに、ライフサイクルコストの低減を図ります。その際には、単純な施設の延命だけでなく、利用者ニーズ・社会的ニーズに照らした機能変更や、施設集約等も含め、より効率的な更新手法の検討も行います。



公園施設長寿命化計画¹⁸ 計画的で適切な施設点検及び維持管理を行うことにより、公園施設の長寿命化を図るための計画。施設の長寿命化に伴い、維持管理に要する負担を平準化し、ライフサイクルコストを低減させることが可能となります。



老朽化した転落防止柵（座間谷戸山公園）

施策展開 具体例

㊸ 公園再生の着実な推進

- 公園再生の計画策定にあたっては、ライフサイクルコストや選択と集中といった視点を持って、費用対効果をより高められるよう検討します。また、ハード・ソフト両面による相乗効果が得られ、公園再生が地域活性化にもつながる計画とします。
- 既存公園施設については、利用者などのニーズに照らし老朽化による更新のタイミングに合わせて、機能変更や施設集約等も含めて、より効率的な手法で公園再生が図れるように検討します。
- 既存公園施設の更新にあたっては、民間の活力を取り入れる方法も検討します。
- 公園整備や再整備を検討する際には、広域交通網の整備進捗に合わせ、駐車場スペースについても検討していきます。



子ども連れニーズに合わせて再生したプール（保土ヶ谷公園）



駐車台数と営業時間を拡大し再生（三ツ池公園）



民間活力の導入による地域活性化（湘南海岸公園）



再整備による人工芝導入（保土ヶ谷公園）

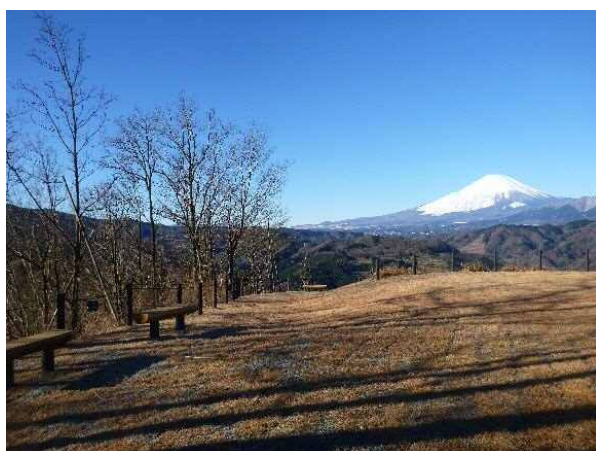
施策の方向性 (10) 都市の魅力をも高める都市公園整備の着実な推進

様々な工夫を凝らしながら、県立都市公園の整備を進めるとともに、国と連携して、みどりの拠点整備に取り組みます。

施策展開 具体例

㊸ 都市公園の着実な整備の推進

- ・ 県民の憩いの場となり、防災等の多様な機能を担う県立都市公園について、都市計画決定済みの公園の未開園区域などを対象として、県民ニーズを把握しながら、着実な整備推進を図ります。
- ・ 整備にあたっては、財政的な制約がある中で、他事業との連携、P a r k-P F I の活用、地権者の協力を得て緑地を保全する手法なども考慮し、段階的な対応を含め、どのように取り組んでいくか検討を行いながら進めていきます。



山北つぶらの公園（2017（平成29）年3月に一部開園）



境川遊水地公園（今田地区整備状況：河川事業との連携）

施策展開 具体例

⑳ 国と連携したみどりの拠点整備

- ・ 神奈川県を持つ歴史資源、自然環境資源、景観資源を最大限活用し、国と連携・協力し、様々な施策を組み合わせ、観光振興や地域活性化に資する良好な緑空間や生活空間の確保に努めます。
- ・ 「明治150年」関連施策の一環として、国・県・大磯町の連携の下、明治期の歴史や意義等を次世代に遺していくため、「明治記念大磯邸園」の整備に取り組み、伊藤博文邸を中心とした建物群や緑地の一体的な保存・活用を図ります。
- ・ 首都圏広域地方計画¹⁹や三浦半島公園圏構想²⁰など国、県の計画に位置づけられ、首都圏で数少ないまとまりのある緑を持つ三浦半島エリアについて、環境保全と地域活性化を両立させるみどりの拠点として、国営公園の検討・誘致を推進します。



伊藤博文の本宅であった滄浪閣の活用
(明治記念大磯邸園・大磯町提供)



三浦半島国営公園の誘致活動（湘南なぎさフェスタ）



誘致促進に向けた機運醸成のための活動（大楠山地区でのガイドウォークと湘南国際村でのイベント参加）



首都圏広域地方計画¹⁹（2016（平成28）年3月策定 出典：国土交通省関東地方整備局HP）

首都圏における国土形成の方針、必要とされる主要な施策を定め、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにした概ね10年間の計画。広域首都圏の安全・安心を確保しながら、東京の有する世界都市機能の強化を図るとともに、面的に広がる交通ネットワークなどインフラのストック効果を最大限に活用し、様々な方向にヒト・モノ・情報等が行き交う首都圏の構築を目指した計画です。

三浦半島公園圏構想²⁰（2006（平成18）年3月策定 神奈川県企画部政策課）

自然環境の悪化や、産業の停滞による地域活力の低下、交通渋滞などの地域の様々な課題の解決に資するため、「貴重な“みどり”と“うみ”の保全・活用」及び「うるおい、にぎわい、活力ある三浦半島の地域づくり」をめざすものであり、三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことをめざしています。

4-3 「整備」と「管理・運営」の基本的な考え方

4-1と4-2では、課題に対応した「視点」と「施策の方向性」を示しましたが、ここでは「整備」と「管理・運営」に区分し、それぞれの観点から基本的な考え方を整理しました。

(1) 公園の「整備（再整備を含む）」について

県立都市公園が成立した経緯、果たしてきた役割、社会情勢に起因する政策課題への対応、市町との役割分担等を踏まえ、県が行う都市公園整備についての考え方を整理しました。

ア 特長ある資源の保全活用と県民ニーズへの対応

それぞれの県立都市公園が有する優れた自然環境、景観資源、歴史資源など、特長ある資源について把握し、生物の生息の場の提供などグリーンインフラとしての視点も踏まえ、その保全と活用を図り、県立都市公園整備に役立てていきます。

また、利用者と社会のニーズの把握に努め、利害関係者等と調整しながら施設整備やサービスの充実を図ります。

イ 公園整備における多様な主体との協働

県立都市公園の整備計画を策定する際には、指定管理者をはじめ、県立都市公園利用者や地元関係者、有識者等広く外部の意見を取り入れるように努め、防災やバリアフリー化など個別の分野に係る具体的な施設づくりには計画段階から知見豊かな県民や市町村関連部局などの参画を進めます。

また、実際の施設整備においては安全確保などに配慮しつつ、県民が整備に参加する機会を増やす等、県立都市公園への愛着が深まるよう検討していきます。

ウ 効率的な公園整備

道路や河川など他事業施設と一体的な利活用の可能なオープンスペースや県が先導するまちづくり等と連携する緑地空間などでは、効率的な公園整備が期待されます。

また、整備後20年間を経過した公園は、老朽化や社会ニーズ等の大きな変化が想定されることから、県立都市公園再生（再整備）の検討が必要な場合があります。その際には、策定済みの公園施設長寿命化計画についても、利用者ニーズや社会的ニーズの変化に照らし、施設集約の検討も含め、必要に応じて、計画内容の見直しを行いながら、予防保全的な補修等の対応と併せて、トータルコストの軽減と予算の平準化に努めます。

(2) 公園の「管理・運営」について

指定管理者制度導入の結果、導入前と比較し、イベント等利用促進の取り組みなどが質及び量ともに向上するといった一定の効果があがっていますが、今後とも指定管理者とともに管理の効率化や利用者の視点に立った管理に努めるため、以下の考え方を整理しました。

ア 公園の個性に応じた管理運営方針の明確化と実施

県立都市公園は設置年代及び立地条件、施設内容等が多岐にわたっており、管理運営内容も異なっているため、県は公園毎の管理運営方針を詳細に示し、これに則って指定管理者の募集や協定締結を行うとともに、管理運営を進めるものとします。

イ 県と指定管理者の役割の明確化

県立都市公園の整備と管理は一体であるため、県は施設整備や改修にあたって指定管理者と協

議を行い、実施するとともに、コンセプトや施設の詳細についての説明を行うなど、引継ぎを十分にいき、指定管理者はその機能を発揮するよう、良好な管理に努めるものとします。

利用及び利便性向上のために、大規模な樹林地保全、経年劣化や構造に起因する施設の改修などは県の役割とし、通常の管理運営や更なる利用者サービスの向上及び管理運営の効率化につながる施設の整備などは指定管理者の役割とすることを基本とします。

管理施設の改修や修繕、及び管理運営に係るリスク分担についても役割を明確にして、県と指定管理者は、それぞれの役割分担と責任の下、連携して管理運営を進めるものとします。

ウ 指定管理者制度の効果的な運用

指定管理者は、県から示された各県立都市公園のコンセプトや管理運営方針をもとに、各々の独自性を加味し、県と協議の上、事業計画書及び年度協定書を作成し、これに則って適正な県立都市公園の管理運営に努めるものとします。

指定管理者は、県立都市公園という公の施設の管理を行っていることを十分に認識し、様々な自主事業により得た収益も活用し、公園の利用促進や品質の向上につながる取り組みを独自に行うことが望まれます。

県は、指定管理者に対し適切な事業執行が確保されているか、また効率性が確保されているかなどを確認し、必要に応じ改善指導を行うことで適切な管理運営を確保します。

県は、将来にわたって公園環境の維持と保全や多様な利用者ニーズ、社会ニーズの変化などの対応や改善について、総合的な管理運営の視点から常にモニタリングし、必要に応じて改善指導を行い、県立都市公園の品質の向上を図ることで、利用者サービスのさらなる向上を図ります。

指定管理者に対する客観的な評価を行うことで、県立都市公園の指定管理事業が提案どおり実施され、公園管理という品質が十分確保されていることを指定管理評価委員会等を活用して確認するとともに、県立都市公園の一層の質と利用者サービスの向上を図るものとします。

エ 公園管理における多様な主体との協働

県と指定管理者の役割分担を明確にし、お互いの責務の下で、協力しつつ、地域やNPO、民間事業者等の団体、ボランティアなど多様な主体と協働で県立都市公園の管理運営を行うものとします。

県及び指定管理者は、利用実態の把握に努め、県立都市公園の近隣居住者の意見も聞きながら、適切な利用が図られるよう公園連絡協議会などの交流の場づくりに努めるものとします。

公園管理者に対する苦情、要望等の問題解決については、施設の改善、パトロールの強化、職員の指導などに努めていますが、最終的には利用者のモラルに期待する場合もあることから、利用者間の話し合いの場を設けることなどの検討を行います。

オ 今後の管理運営の展開

単体の県立都市公園としてだけでなく、県立都市公園同士のネットワークや公園から周辺の市町の公園緑地へのネットワーク拡大・連携をすすめ、統一的な情報発信等に取り組みます。

将来管理形態を意識した指定管理者の選定や、地理的な条件又は利用特性の共通性によるブロック単位での委託など、県立都市公園の特性に合わせた指定管理者制度の運用に取り組むとともに、これまでの指定管理者制度の検証を行い、より一層の管理運営の向上を図ります。

第5章 公園づくりの推進

第4章に示した基本方針を具体的に実現するために、県立都市公園毎の「整備・管理計画」を策定します。策定にあたっては、各県立都市公園の特性に応じたゾーン別基本方針や、維持管理等の計画をまとめたものとしします。

5-1 「個別公園の整備・管理計画」の策定

「個別公園の整備・管理計画」の策定にあたっては、県立都市公園の特性に応じて第4章の4-2で示した施策展開の具体例の中から、実施する施策を整理します。

さらに第4章の4-3に示す「整備」と「管理・運営」の観点から整理した基本的考え方に基づき、地元や利用団体等の意見も反映させて策定します。

また、各県立都市公園の整備・管理の目標とする指標は、利用目標人数など、公園の特性に合わせて設定します。

なお、整備・管理計画に基づく具体的な事業実施については、県立都市公園関係予算の状況を踏まえて整理していきます。

「個別公園の整備・管理計画」は、策定後概ね5年を目安に必要なに応じて見直しを行います。

「個別公園の整備・管理計画」は、各県立都市公園のより良い整備、管理・運営に向けた指定管理者募集のための資料としても活用します。

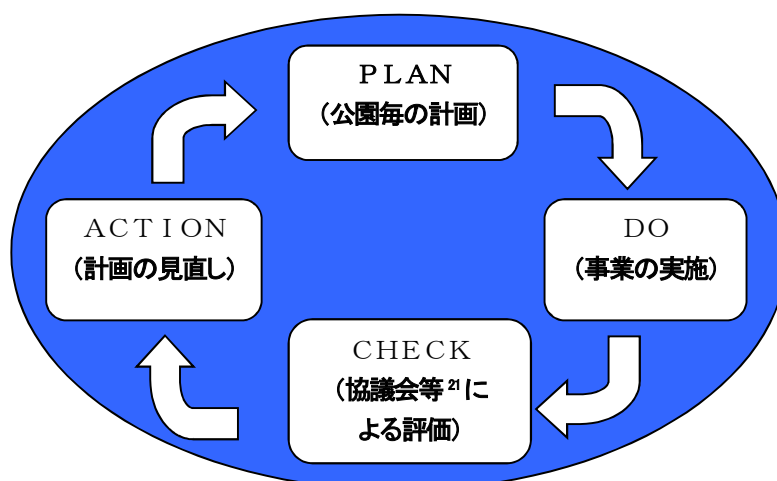
○ 「個別公園の整備・管理計画」の作成例

① 公園毎の目標と取組方針

- 1 優先施策
- 2 ゾーン別基本方針
- 3 維持管理（公園特性格植物・施設維持計画・長寿命化計画）
- 4 運営管理（利用促進計画、民活検討、ニーズ把握・分析継続実施）
- 5 整備計画（再生計画など）

② 指標設定

利用目標人数、イベント参加人数など、各県立都市公園の特性に合わせ、代表的な指標を設定



協議会等²¹の定義 公園における管理・運営についてのご意見を伺う場として、必要に応じて、公園毎に設置されており、地元自治会をはじめ、日頃から公園を利用している利用団体などにより構成されている。

5-2 公園毎の特性の把握

県立都市公園は、豊かな自然に親しむ公園やスポーツを楽しむ公園など、県立都市公園毎に性格があり、様々な特性を有しているため、「個別公園の整備・管理計画」の策定を進める際には、県立都市公園毎に次に示すような特性を踏まえることが重要です。

特 性	特 性 項 目	特 性 の 視 点
自然	① 緑地	緑の質、周辺緑地、水辺環境
	② 生態系	指標生物状況
	③ 地形状況	平地、山地、丘陵
防災	④ 防災	地域防災計画での位置づけ、防災施設、訓練の実施状況
歴史文化保有活用	⑤ 歴史	歴史資源、史跡指定、歴史公園選定
	⑥ 文化	文化施設、未来遺産、文化イベント
交通状況	⑦ 交通アクセス	最寄り駅、最寄りICからの距離、路線バスの運行状況
	⑧ 駐車場容量	駐車場台数
周辺状況	⑨ 2km圏内(徒歩)	土地利用状況、主要施設立地状況、人口の状況
	⑩ 10km圏内(乗り物)	土地利用状況、主要施設立地状況、人口の状況
レクリエーション施設	⑪ レクリエーション	文科系・スポーツ系施設の有無
利用者	⑫ 利用者数	利用者数
	⑬ 利用者ニーズ	利用者目的、満足度
	⑭ イベント	イベントの開催実績
開園期間	⑮ 開園期間	施設経過年数
住民参加	⑯ 住民参加	住民参加、サービス、協議会の設置状況

5-3 推進のための体制づくり

(1) 県（公園管理者）

県は、本基本方針の決定や、これに基づく「個別公園の整備・管理計画」を策定し、施設整備（大規模な維持修繕を含む）、指定管理者の指導監督を行います。

公園管理者である県は、国家賠償法第2条により営造物責任や、民法第717条により工作物責任を負う可能性があることから、指定管理者とともに利用者の安全を確保するための十分な体制を確保していきます。

また、広範な分野にわたる専門性と予測困難な課題に対する解決力を備え、着実な執行を行う経営意識を持った「公園整備・管理のプロフェッショナル」となる職員を育成していくとともに、世代バランスの取れたチーム編成による問題意識と目的意識を共有する高いマネジメント力を持つ組織の確立をめざします。そのための研修や情報交換を充実させ、職員個人のレベルアップとチーム力の向上を図ります。

さらに、公園管理者として、必要な財産管理情報等を整理・蓄積した情報のシステム化とその定期的更新を行い、公園整備・管理のために認識しておかなければならない情報のマニュアル化とその定期的更新を行う等、職員間の継続的な情報の共有を図ります。

(2) 指定管理者

指定管理者は公園管理の主体となり、自らが持っている運営管理のノウハウや技術による提案に基づく事業の確実な履行と、日常の管理を行います。

「個別公園の整備・管理計画」の内容を十分に理解した上で、自らの創意工夫を活かし、その県立都市公園の特性に応じた運営管理を展開することが望まれます。

県立都市公園の施設によっては、長い年月をかけて景色をつくり上げていく日本庭園や茶室のように、維持管理や運営管理に高度な専門性や熟練を必要とするものもあり、それぞれにふさわしい担い手を選び、専門能力を発揮させる必要もあります。

(3) 連携のための体制づくり

都市公園は、都市住民の生活に、環境保全、安全・安心、快適な余暇活動など多岐にわたる面での機能を持ち、県立都市公園も様々な活動の場として多くの機能を持っています。

各種活動の充実と継続には、地域の方々とのきめ細かい対応を業務としている市町村等との協力が極めて重要であり、市町村等の関係機関と県、指定管理者との連携を深める必要があります。

また、課題に応じて、多様な担い手が協働・連携し、県民の皆様の目線に立って、県立都市公園の課題を把握するとともに、課題解決に向けた多様な担い手の活動を積極的に支援することが必要です。

そのため、各県立都市公園で関係者による協議会等を設置・活用して、協働・連携のための体制づくりを進めていきます。

参考資料 神奈川県公園等審査会委員名簿

(五十音順、所属は平成30年3月31日現在)

氏名	所属
阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部 准教授
飯島 健太郎	東京都市大学総合研究所 教授
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
浦田 啓充	一般財団法人日本緑化センター 専務理事
浦道 健一	神奈川県議会議員
岡村 敏之	東洋大学国際地域学部 教授
片岡 喜久江	神奈川県子ども会連絡協議会 理事
橘高 靖子	特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会 理事長
高梨 雅明 (会長)	東京農業大学地域環境科学部 客員教授
田嶋 裕美	(株) 建築プラス環境設計事務所 取締役
田中 誠一	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 理事
持田 文男	神奈川県議会議員

神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針

2011（平成23）年 3月 策定

2019（平成31）年 3月 改定

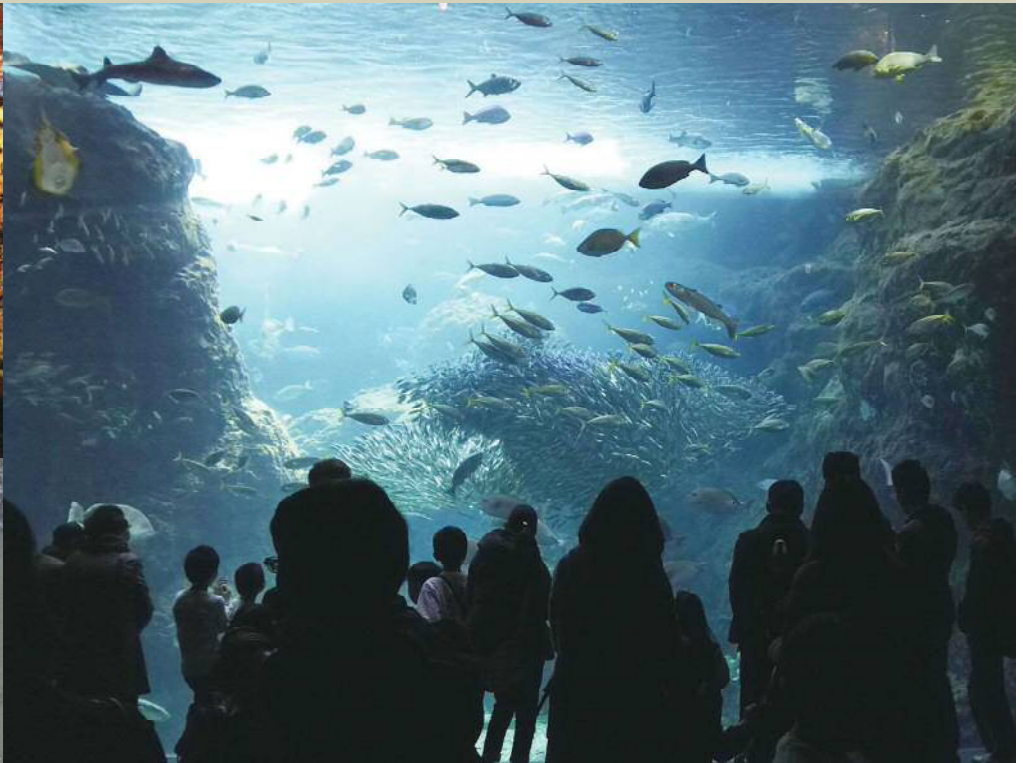
編集・発行 神奈川県県土整備局都市部都市公園課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL. 045-210-1111（代表）

FAX. 045-210-8883

URL. <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0717/>



 神奈川県

県土整備局都市部都市公園課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(代表)
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0717/>

